

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月1日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック拡大欧州株式ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています。(以下同じ。)

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。「累積投資コース」の場合、分配金の再投資は無手数料とします。

(6)【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位(以下「購入単位」といいます。)は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成23年7月2日から平成23年12月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの購入取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受けません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載
- ・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	日本		()
大型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
中小型株	年6回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州、エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は、5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 新興ヨーロッパ諸国等の株式に投資します。

主として、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国(以下「新興ヨーロッパ諸国等」といいます。)の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とするブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

投資対象とする新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国は以下の通りです。

ロシア、トルコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、カザフスタン、ウクライナ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ベラルーシ、トルクメニスタン、クロアチア、スロベニア、スロバキア、セルビア、ルーマニア、ブルガリア、キプロス、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、アルバニア、マケドニア、イスラエル、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、エジプト、レバノン

投資対象国・地域は、今後変更になる可能性があります。

また、上記は投資対象国・地域であり、全ての国の株式に投資を行うことを示すものではありません。

新興ヨーロッパ諸国等の魅力

拡大するEU(欧州連合)経済圏

ポーランド、チェコ、ハンガリー等の新加盟国はEU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。また、2005年にはトルコが加盟交渉を開始しました。EU経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。

期待される高成長

新興ヨーロッパ諸国等は、下記のような要因により先進国と比較してより経済成長が期待できる地域であり、魅力的な投資対象地域であると考えます。

新興ヨーロッパ諸国等の成長要因



拡大

EU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。EU経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。

経済自由化

社会主義時代に構築された経済発展の基盤となる社会インフラを備えています。更に、教育水準が相対的に高く、低水準の賃金で質の高い労働力が経済発展を牽引していくと考えます。

豊富な天然資源

ロシアは、天然ガス、石炭、石油などの様々な天然資源に恵まれた資源国です。世界人口の増加と中国、インドなどの新興国の発展により、今後もエネルギー需要の増加が予想され、ロシア経済もその恩恵を受け、成長が期待されます。

2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド^{*1}」と「BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド^{*2}」に投資します。

*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券です。

*2 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」です。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。

通常、BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券)の投資比率を高位に保ちます。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(2) 【ファンドの沿革】

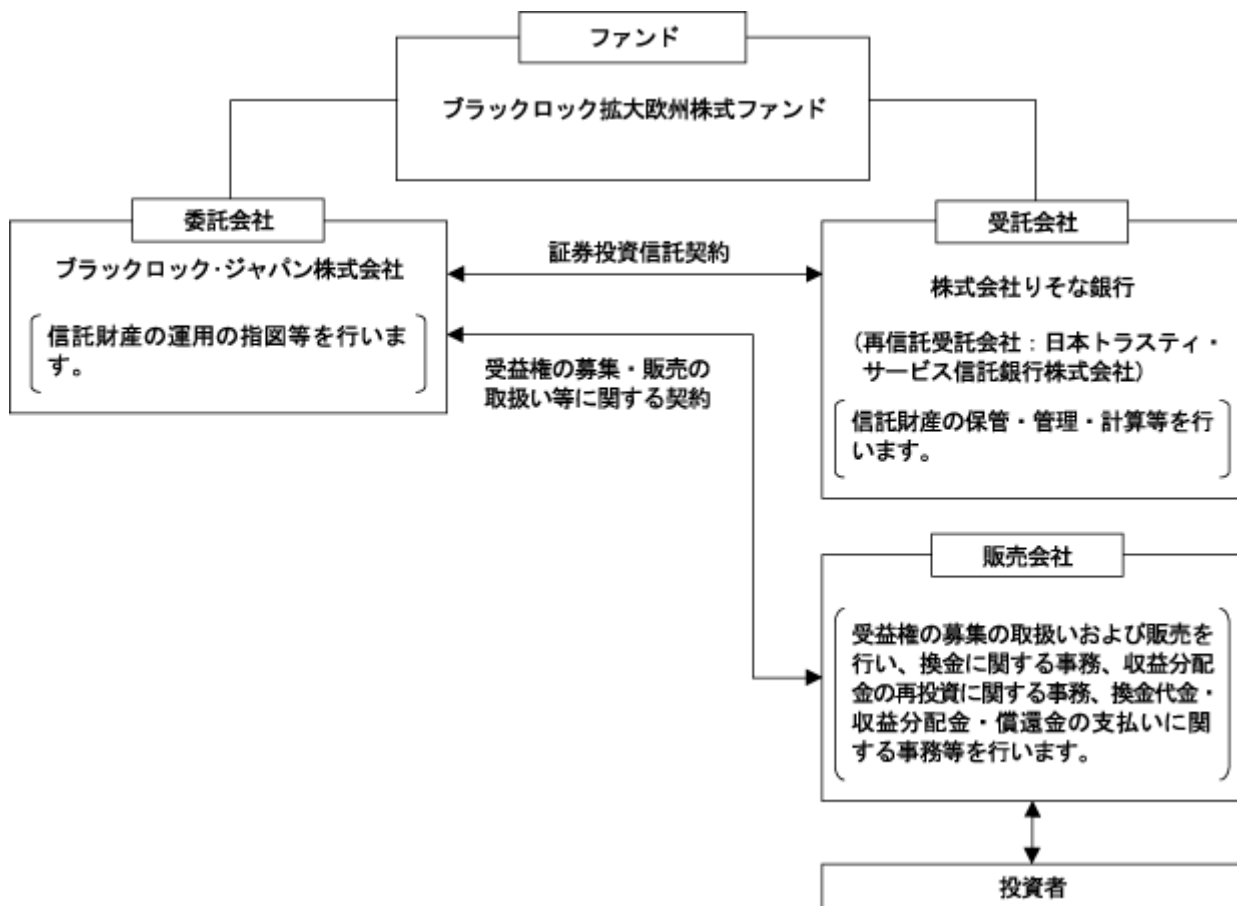
平成18年4月20日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成18年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ拡大欧州株式ファンド」から「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」に変更

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

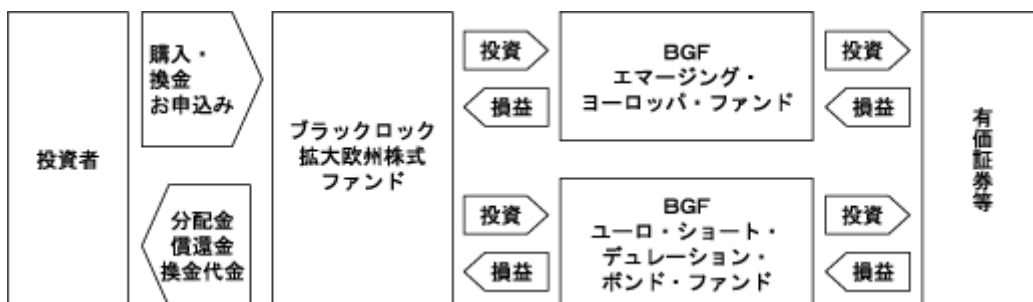
平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



< 契約等の概要 >

a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

平成23年4月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a . 資本金 2,435百万円

b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、新興ヨーロッパ諸国等の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資対象とする投資信託証券は別に定めるものとします。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、新興ヨーロッパ諸国等の株式を主要な投資対象とする投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、～のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

(2)【投資対象】

a．投資対象とする資産の種類(約款第21条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

(a) 有価証券

(b) 金銭債権

(c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

b．投資対象とする有価証券(約款第22条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- (d) 短期社債等(株式、社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(d)の証券および(f)の証券および証書のうち(a)から(d)の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債((d)、(f)の証券および証書のうち(d)の性質を有するものを除く)にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとし、

c . 投資対象とする金融商品(約款第22条第2項)

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用の指図をすることができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

投資対象ファンドの概要

投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

(a) B G F エマージング・ヨーロッパ・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の70%以上を新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。
設定日	1995年12月29日
存続期間	無期限
主な投資対象	新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ありません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(b) B G F ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の80%以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。純資産総額の70%以上をデュレーションが5年未満のユーロ建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは3年程度とします。通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	1999年1月4日
存続期間	無期限
主な投資対象	主としてユーロ建ての投資適格債を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

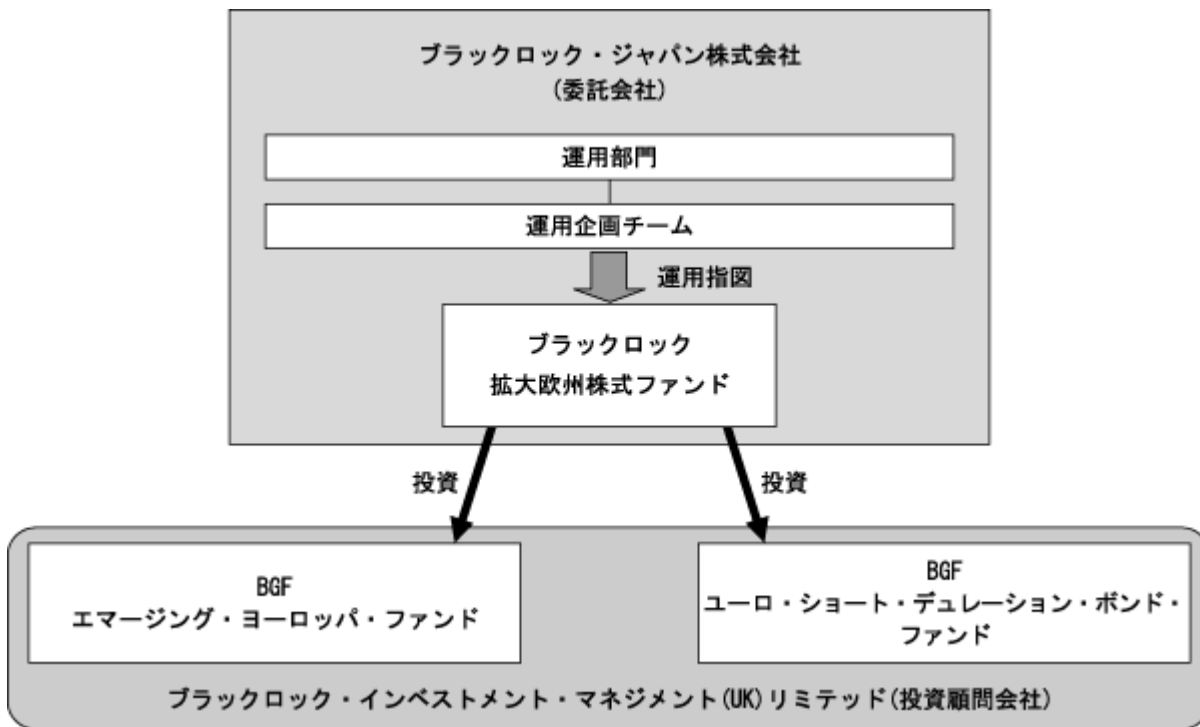
(3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

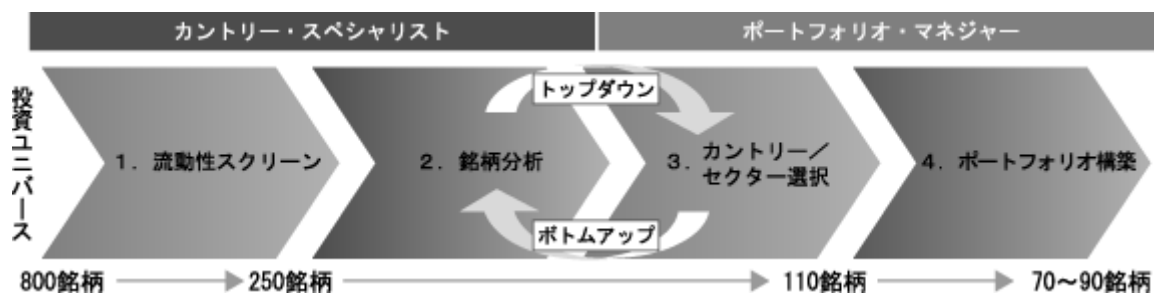
社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、運用企画チーム（当ファンド担当：3名程度）が担当いたします。



運用体制は、変更となる場合があります。

<参考：主要投資対象ファンドの運用プロセス>



運用プロセスは、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.65兆ドル^{*}(約303兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2011年3月末現在。(円換算レートは1ドル=83.15円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時(4月1日および10月1日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。))を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等においてお支払いします。

(b) 累積投資コースの場合

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約^{*}に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

^{*} 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

b. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

c. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

d. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。)投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50%以内とします。

e．受託会社の自己または利害関係人等との取引(約款第23条)

(a) 受託会社は、投資者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託約款に定める資産への投資を、信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(b) (a)の取扱いは、「公社債の借入れ」、「外国為替予約の指図および範囲」、「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．公社債の借入れ(約款第26条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

h．外国為替予約の指図および範囲(約款第27条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

i．資金の借入れ(約款第34条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用によりに生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、投資者は損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．株価変動のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。したがって、新興ヨーロッパ諸国等の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて、組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．カンントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主としてエマージング（新興）市場の発行体が発行する株式に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e . デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a . 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b . ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c . 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。(以下同じ。)

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.10%(税抜2.00%)の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年1.029% (税抜0.98%)	年1.029% (税抜0.98%)	年0.042% (税抜0.04%)	年2.10% (税抜2.00%)

投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われま
す。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の
算出が行われる場合があります。
- d．投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除し
た額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「収益分配金の
課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配
金」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額
の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の
額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除
した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

- a．個人の投資者に対する課税
(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年
1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、
また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われま
す。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（平成23年12月31日まで
は10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税
5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。

なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)になります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」

(1)【投資状況】(平成23年4月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	1,437,373,663	99.17
内 ユーロ	1,437,373,663	99.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	12,040,766	0.83
純資産総額	1,449,414,429	100.00

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2)【投資資産】(平成23年4月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド	ユーロ	投資証券	98,857	14,496.99	1,433,143,287	14,394.43	1,423,003,720	98.18
2	BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ユーロ	投資証券	8,399	1,711.38	14,374,262	1,710.86	14,369,943	0.99

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.17

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年4月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成18年10月2日)	1,628,926,932	(同左)	0.9478	(同左)
第2期(平成19年4月2日)	1,286,880,019	1,404,463,808	1.0944	1.1944
第3期(平成19年10月1日)	1,888,531,589	1,984,982,607	1.1748	1.2348
第4期(平成20年4月1日)	1,751,651,544	(同左)	0.9434	(同左)
第5期(平成20年10月1日)	1,203,057,928	(同左)	0.6536	(同左)
第6期(平成21年4月1日)	519,943,317	(同左)	0.3292	(同左)
第7期(平成21年10月1日)	1,066,626,655	(同左)	0.5481	(同左)
第8期(平成22年4月1日)	1,095,172,336	(同左)	0.6686	(同左)
第9期(平成22年10月1日)	989,844,932	(同左)	0.6066	(同左)
第10期(平成23年4月1日)	1,015,575,260	(同左)	0.7236	(同左)
平成22年4月末現在	1,140,831,774		0.6797	
平成22年5月末現在	1,091,987,808		0.5759	
平成22年6月末現在	1,050,410,701		0.5471	
平成22年7月末現在	1,144,396,822		0.6057	
平成22年8月末現在	952,127,180		0.5579	
平成22年9月末現在	982,681,700		0.6022	
平成22年10月末現在	973,736,308		0.6221	
平成22年11月末現在	938,822,640		0.6182	
平成22年12月末現在	997,124,862		0.6507	
平成23年1月末現在	1,031,210,857		0.6726	
平成23年2月末現在	905,527,573		0.6730	
平成23年3月末現在	965,156,110		0.7222	
平成23年4月末現在	1,449,414,429		0.7410	

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	
第2期	0.1000
第3期	0.0600
第4期	
第5期	
第6期	
第7期	
第8期	
第9期	
第10期	

(注) 1口当たりの分配金は外国税控除前の金額です。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	5.2
第2期	26.0
第3期	12.8
第4期	19.7
第5期	30.7
第6期	49.6
第7期	66.5
第8期	22.0
第9期	9.3
第10期	19.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,776,414,381	1,057,737,675	1,718,676,706
第2期	375,464,360	918,303,168	1,175,837,898
第3期	796,014,389	364,335,319	1,607,516,968
第4期	756,164,838	506,955,550	1,856,726,256
第5期	311,376,957	327,549,616	1,840,553,597
第6期	54,624,097	315,888,335	1,579,289,359
第7期	1,327,837,102	960,969,532	1,946,156,929
第8期	504,370,852	812,464,819	1,638,062,962
第9期	562,745,375	568,961,843	1,631,846,494
第10期	390,253,074	618,543,769	1,403,555,799

(参考情報)

運用実績（2011年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移



※ 累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

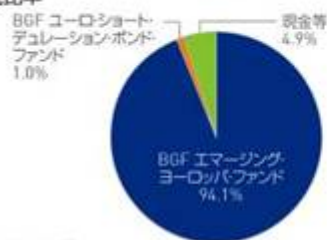
設定来累計		1,600円
第5期	2008年10月	0円
第6期	2009年4月	0円
第7期	2009年10月	0円
第8期	2010年4月	0円
第9期	2010年10月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※ 組入上位10銘柄、国別構成比率、業種別構成比率ならびに通貨別構成比率の状況は、当ファンドの主要投資対象である「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」の運用状況です。比率は「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」の純資産総額に対する割合です。

資産構成比率

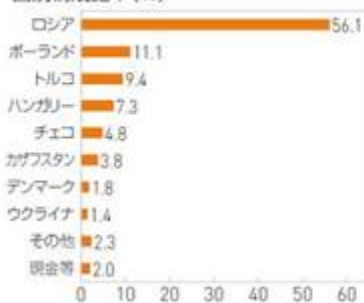


※ 比率は対純資産総額。
四捨五入の誤差で合計が100%にならない場合があります。

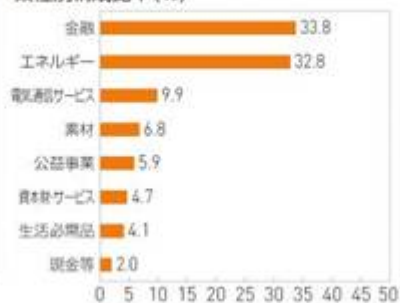
組入上位10銘柄(%)

銘柄名	比率
1 ガスプロム	9.8
2 スベルバンク	9.6
3 ルクオイル	5.5
4 バンク・ベカオ	5.3
5 CEZ	4.8
6 OTP銀行	4.3
7 ノバテック	3.9
8 システムJSFC	3.9
9 スルグトネフテガス	3.6
10 ロスネフチ	3.3

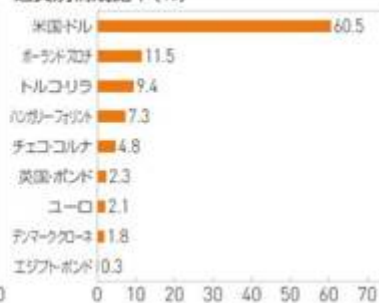
国別構成比率(%)



業種別構成比率(%)

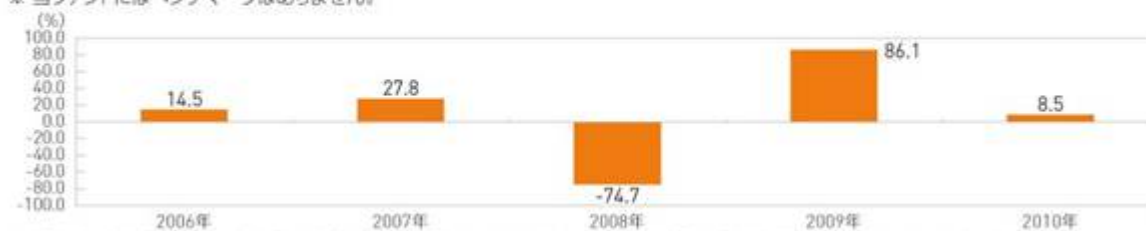


通貨別構成比率(%)



年間収益率の推移

※ 2006年は設定日(4月20日)から年末までの収益率を表示しています。
 ※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。取り扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までには受付けたものを当日のお申込とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(4) 購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

「一般コース」、「累積投資コース」の2つの方法があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

a . 購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15% (税抜3.00%) を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b . 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。))を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

1口以上1口単位

換金単位は各販売会社により異なることがありますので、販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

(6) 換金代金のお支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「拡大欧州」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格(原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は4月2日から10月1日および10月2日から翌年4月1日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。
- f．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者(投資者)の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

<累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金のお支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成22年4月2日から平成22年10月1日まで)及び第10期計算期間(平成22年10月2日から平成23年4月1日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年10月1日現在)	第10期 (平成23年4月1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,189,846	106,694,283
投資証券	976,954,834	919,666,724
派生商品評価勘定	12,000	-
未収入金	17,103,000	-
その他未収収益	13,382	11,928
流動資産合計	1,004,273,062	1,026,372,935
資産合計	1,004,273,062	1,026,372,935
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,654,179	-
未払受託者報酬	224,223	205,621
未払委託者報酬	10,989,120	10,077,929
その他未払費用	560,608	514,125
流動負債合計	14,428,130	10,797,675
負債合計	14,428,130	10,797,675
純資産の部		
元本等		
元本	1,631,846,494	1,403,555,799
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	642,001,562	387,980,539
（分配準備積立金）	17,977,771	43,259,110
元本等合計	989,844,932	1,015,575,260
純資産合計	989,844,932	1,015,575,260
負債純資産合計	1,004,273,062	1,026,372,935

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自平成22年4月2日 至平成22年10月1日)	第10期 (自平成22年10月2日 至平成23年4月1日)
営業収益		
受取利息	9,874	6,467
有価証券売買等損益	22,814,408	156,908,864
為替差損益	110,584,255	26,369,472
その他収益	39,735	36,215
営業収益合計	87,720,238	183,321,018
営業費用		
受託者報酬	224,223	205,621
委託者報酬	10,989,120	10,077,929
その他費用	667,029	590,575
営業費用合計	11,880,372	10,874,125
営業利益又は営業損失（ ）	99,600,610	172,446,893
経常利益又は経常損失（ ）	99,600,610	172,446,893
当期純利益又は当期純損失（ ）	99,600,610	172,446,893
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	17,378,920	32,598,530
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	542,890,626	642,001,562
剰余金増加額又は欠損金減少額	192,461,276	240,396,542
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,461,276	240,396,542
剰余金減少額又は欠損金増加額	209,350,522	126,223,882
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	209,350,522	126,223,882
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	642,001,562	387,980,539

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)	第10期 (自 平成22年10月2日 至 平成23年4月1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>	<p>投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p>
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
4 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>

項目	第9期 (自平成22年4月2日 至平成22年10月1日)	第10期 (自平成22年10月2日 至平成23年4月1日)
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成22年10月1日現在)	第10期 (平成23年4月1日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,631,846,494口	1,403,555,799口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 642,001,562円	元本の欠損 387,980,539円
3 1口当たり純資産額	0.6066円	0.7236円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期 (自平成22年4月2日 至平成22年10月1日)	第10期 (自平成22年10月2日 至平成23年4月1日)
1 分配金の計算過程	第9期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(82,221,690円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(662,221,181円)、収益調整金(その他収益調整金)(167,245,966円)、分配準備積立金(17,977,771円)により、分配対象収益は185,223,737円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第10期計算期末における、費用控除後の配当等収益(36,539円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(31,412,035円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(147,505,354円)、分配準備積立金(11,810,536円)により、分配対象収益は190,764,464円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
2 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	

(税効果会計に関する注記)

第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)	第10期 (自 平成22年10月2日 至 平成23年4月1日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)	第10期 (自 平成22年10月2日 至 平成23年4月1日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。</p> <p>当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。</p> <p>当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>同左</p>

第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)	第10期 (自 平成22年10月2日 至 平成23年4月1日))
<p>(2) 信用リスクの管理 ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。</p> <p>(3) 取引先リスクの管理 リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。</p> <p>また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。</p>	<p>(2) 信用リスクの管理 同左</p> <p>(3) 取引先リスクの管理 同左</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

第9期 (平成22年10月1日現在)	第10期 (平成23年4月1日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 (自 平成22年4月2日 至 平成22年10月1日)	第10期 (自 平成22年10月2日 至 平成23年4月1日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第9期 (自平成22年4月2日 至平成22年10月1日)	第10期 (自平成22年10月2日 至平成23年4月1日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第9期 (平成22年10月1日現在)	第10期 (平成23年4月1日現在)
期首元本額	1,638,062,962円	1,631,846,494円
期中追加設定元本額	562,745,375円	390,253,074円
期中一部解約元本額	568,961,843円	618,543,769円

2 有価証券関係

第9期(平成22年10月1日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	16,124,916

第10期(平成23年4月1日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	121,454,802
合計	121,454,802

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第9期(平成22年10月1日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	17,113,500		17,101,500	12,000
	合計	17,113,500		17,101,500	12,000

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

第10期(平成23年4月1日現在)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ユーロ	BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド	64,759.560	7,699,264.080	
		BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	5,554.760	78,044.370	
	ユーロ 小計		70,314.320	7,777,308.450 (919,666,724)	
投資証券 合計			70,314.320	919,666,724 (919,666,724)	
合計				919,666,724 (919,666,724)	

投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」(以下、両者を併せて「同ファンド」という。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1) 同ファンドは、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2010年8月31日に終了する計算期間(2009年9月1日から2010年8月31日まで)に係る財務諸表であります。
- (2) 当該財務諸表は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2010年8月31日現在の財務諸表のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、財務諸表に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。

[次へ](#)

純資産計算書 2010年 8月31日現在

	注記	エマージング・ヨー ロッパ・ファンド	ユーロ・ショート・ デュレーション・ボン ド・ファンド
		ユーロ	ユーロ
資産			
投資有価証券 - 取得原価		2,112,626,111	2,939,537,516
未実現評価益		85,828,427	74,928,051
投資有価証券 - 時価	2 (a)	2,198,454,538	3,014,465,567
銀行預金	2 (a)	27,518,275	4,357,193
未収利息および未収配当金	2 (a)	15,602,835	41,693,705
売却投資有価証券未収金	2 (a)	4,266,975	5,583,509
販売投資証券未収金	2 (a)	23,644,599	5,834,483
以下に係る未実現利益：			
未決済先渡為替予約	2 (c)	-	2,463,637
買建オプション/スワップオプションの時価	2 (c)	-	1,456,688
その他の資産	2 (a, c)	23,502	245,399
資産合計		2,269,510,724	3,076,100,181
負債			
銀行からの借入金		-	622,142
未払収益分配金	2 (a)	82,501	677,724
購入投資有価証券未払金	2 (a)	12,294,876	22,203,459
買戻し投資証券未払金	2 (a)	4,467,613	5,022,172
以下に係る未実現損失：			
未決済先物予約	2 (c)	-	12,240,354
未決済先渡為替予約	2 (c)	174	-
スワップの時価	2 (c)	-	12,124,739
売建オプション/スワップオプションの時価	2 (c)	-	2,180,208
その他の負債		4,831,685	4,184,423
負債合計		21,676,849	59,255,221
純資産合計		2,247,833,875	3,016,844,960

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末における純資産価額の概要 2010年8月31日現在

エマージング・ヨーロッパ・ファンド

	通貨	2010年	2009年	2008年
		8月31日現在	8月31日現在	8月31日現在
純資産合計	ユーロ	2,247,833,875	1,599,265,741	2,868,755,801
以下の1口当たり純資産価額:				
クラスA 毎年分配型投資証券	ユーロ	90.56	67.43	-
クラスA 無分配投資証券	ユーロ	90.56	67.43	94.45
クラスA 英国分配型投資証券	英ポンド	75.04	59.56	76.34
クラスB 無分配投資証券	ユーロ	79.57	59.85	84.67
クラスC 無分配投資証券	ユーロ	78.02	58.82	83.44
クラスD 無分配投資証券	ユーロ	94.37	69.73	96.69
クラスE 無分配投資証券	ユーロ	85.44	63.94	90.02
クラスI 無分配投資証券	ユーロ	-	-	94.65
クラスJ 無分配投資証券	ユーロ	98.99	72.28	99.14
クラスQ 無分配投資証券	ユーロ	77.59	58.66	83.35
クラスX 無分配投資証券	ユーロ	101.52	74.12	101.70
クラスX 英国分配型投資証券	英ポンド	75.00	-	-

ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

	通貨	2010年	2009年	2008年
		8月31日現在	8月31日現在	8月31日現在
純資産合計	ユーロ	3,016,844,960	753,853,262	144,636,298
以下の1口当たり純資産価額:				
クラスA 毎日分配型投資証券	ユーロ	11.56	11.39	10.51
クラスA 毎月分配型投資証券	ユーロ	11.57	11.41	10.55
クラスA 無分配投資証券	ユーロ	14.08	13.65	12.22
クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン	10.02	-	-
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	10.14	-	-
クラスA 英ポンド・ヘッジ英国分配型投資証券	英ポンド	10.08	-	-
クラスB 毎日分配型投資証券	ユーロ	11.15	11.00	10.13
クラスB 無分配投資証券	ユーロ	12.42	12.17	11.00
クラスC 毎日分配型投資証券	ユーロ	10.90	10.75	9.91
クラスC 無分配投資証券	ユーロ	12.18	11.96	10.84
クラスD 無分配投資証券	ユーロ	14.21	13.73	12.24
クラスE 無分配投資証券	ユーロ	13.38	13.04	11.73
クラスQ 無分配投資証券	ユーロ	-	-	10.77
クラスI 無分配投資証券	ユーロ	14.11	-	-
クラスX 無分配投資証券	ユーロ	14.20	13.67	-

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

損益および純資産変動計算書 2009年9月1日から2010年8月31日までの期間

	注記	エマージング・ヨー ロッパ・ファンド	ユーロ・ショート・ デュレーション・ボン ド・ファンド
		ユーロ	ユーロ
期首純資産		1,599,265,741	753,853,262
収益			
預金利息		73,951	215,848
債券利息		-	51,283,560
スワップ利息		-	316,761
配当金		39,191,761	-
貸付有価証券		1,137,985	-
収益合計	2 (b)	40,403,697	51,816,169
費用			
銀行利息		17,990	15,360
スワップ利息		-	939,540
管理事務代行報酬	5	5,109,428	1,516,723
保管および預託報酬	6	4,717,874	361,779
販売報酬	4	1,202,966	6,365,796
税金	7	1,099,056	1,128,272
投資運用報酬	4	35,953,118	13,531,589
管理事務代行報酬 / 投資運用報酬の減額	5	(1,091,221)	(1,948,908)
費用合計		47,009,211	21,910,151
純投資利益 / (損失)		(6,605,514)	29,906,018
以下に係る実現純利益 / (損失) :			
投資有価証券	2 (a)	475,284,284	15,566,141
未決済先物予約	2 (c)	884,860	(10,681,448)
オプション契約	2 (c)	(8)	(859,252)
スワップ取引	2 (c)	-	5,843,851
未決済先渡為替予約	2 (c)	(665,741)	(26,491,976)
その他の取引に係る外国通貨		836,491	(972,084)
当期実現純利益 / (損失)		476,339,886	(17,594,768)
以下に係る未実現評価 (損) / 益の純変動額 :			
投資有価証券	2 (a)	90,143,288	58,112,641
未決済先物予約	2 (c)	(993,430)	(11,542,232)
オプション契約	2 (c)	-	(1,288,013)
スワップ取引	2 (c)	-	(8,984,346)
未決済先渡為替予約	2 (c)	(1,186,789)	722,746
その他の取引に係る外国通貨		231,500	572,946
当期末実現利益 / (損失) の純変動		88,194,569	37,593,742
運用成績による純資産の増加		557,928,941	49,904,992
資本の変動			
投資証券発行による正味受取額		1,823,016,910	3,819,930,000
投資証券買戻しによる正味支払額		(1,732,295,216)	(1,606,087,087)
資本の変動による純資産の増加		90,721,694	2,213,842,913
配当金支払額	14	(82,501)	(756,207)
期末純資産		2,247,833,875	3,016,844,960

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2010年8月31日現在

エマージング・ヨーロッパ・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	221	1,653	(1,174)	700
クラスA 無分配投資証券	20,979,968	19,232,085	(18,317,334)	21,894,719
クラスA 英国分配型投資証券	37,613	233,168	(229,394)	41,387
クラスB 無分配投資証券	206,111	37,376	(60,165)	183,322
クラスC 無分配投資証券	295,231	185,733	(177,431)	303,533
クラスD 無分配投資証券	317,565	342,200	(274,265)	385,500
クラスE 無分配投資証券	1,912,103	1,200,897	(1,312,901)	1,800,099
クラスJ 無分配投資証券	101,771	54,254	(67,832)	88,193
クラスQ 無分配投資証券	8,746	-	(3,587)	5,159
クラスX 無分配投資証券	50	194,163	(93,646)	100,567
クラスX 英国分配型投資証券	-	148,673	-	148,673

ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎日分配型投資証券	242,434	632,997	(143,661)	731,770
クラスA 毎月分配型投資証券	95,688	335,144	(88,563)	342,269
クラスA 無分配投資証券	11,657,170	72,788,898	(27,518,673)	56,927,395
クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	-	155,222	-	155,222
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	-	67,574	-	67,574
クラスA 英ポンド・ヘッジ英国分配型投資証券	-	4,028,725	(58,239)	3,970,486
クラスB 毎日分配型投資証券	60,067	2,373	(7,893)	54,547
クラスB 無分配投資証券	506,910	95,751	(419,696)	182,965
クラスC 毎日分配型投資証券	167,246	51,316	(85,177)	133,385
クラスC 無分配投資証券	3,636,379	27,785,680	(11,208,426)	20,213,633
クラスD 無分配投資証券	9,864,365	50,977,416	(20,968,612)	39,873,169
クラスE 無分配投資証券	23,985,969	113,301,735	(48,797,086)	88,490,618
クラスI 無分配投資証券	-	1,123,982	-	1,123,982
クラスX 無分配投資証券	6,622,517	12,478,799	(9,535,846)	9,565,470

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

エマージング・ヨーロッパ・ファンド

投資有価証券明細表 2010年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制された市場で取引されている譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ファンド			
	アイルランド		
6,848,138	Institutional Cash Series Euro Liquidity Fund	6,848,138	0.30
	英国		
2,972,044	Eastern European Trust Plc	9,567,798	0.42
615,000	Ukraine Opportunity Trust Plc	1,256,739	0.06
		10,824,537	0.48
ファンド合計		17,672,675	0.78
普通/優先株式およびワラント			
	オーストリア		
669,256	Raiffeisen International Bank Holding AG*	21,610,276	0.96
	バミューダ		
1,479,660	Central European Media Enterprises Ltd 'A'	24,421,814	1.09
	キプロス		
16,029,234	AFI Development Plc 'B'*	9,574,653	0.43
16,029,234	AFI Development Plc GDR	9,795,122	0.43
		19,369,775	0.86
	チェコ共和国		
2,955,135	CEZ AS	97,143,310	4.32
	デンマーク		
324,675	Carlsberg A/S 'B'	23,768,561	1.06
	エジプト		
14,955,440	Orascom Telecom Holding SAE	10,898,109	0.48
5,047,618	Orascom Telecom Holding SAE GDR	18,447,440	0.83
		29,345,549	1.31
	フィンランド		
1,270,983	Nokian Renkaat OYJ	28,279,372	1.26
	ハンガリー		
12,091,844	Magyar Telekom Telecommunications Plc	28,548,348	1.27
807,289	MOL Hungarian Oil and Gas Plc*	57,995,731	2.58
2,199,497	OTP Bank Plc*	35,897,896	1.60
51,360	Richter Gedeon Nyrt.	8,328,710	0.37
		130,770,685	5.82

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制された市場で取引されている譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
	イスラエル		
575,000	Teva Pharmaceutical Industries Ltd ADR	22,844,667	1.02
	ルクセンブルグ		
1,358,333	Evrax Group SA GDR*	27,917,377	1.24
721,380	Kernel Holding SA	11,141,252	0.50
482,236	Oriflame Cosmetics SA	19,771,838	0.88
		58,830,467	2.62
	オランダ		
1,132,277	X5 Retail Group NV GDR	31,298,371	1.39
	ポーランド		
1,616,887	Bank Pekao SA	62,116,048	2.76
35,000	Bank Zachodni WBK SA	1,634,351	0.07
97,574	BRE Bank SA	6,125,489	0.27
662,543	Globe Trade Centre SA*	3,716,861	0.17
4,856,409	Polimex-Mostostal SA	5,368,716	0.24
4,533,963	Powszechna Kasa Oszczednosci Bank Polski SA	42,944,367	1.91
11,799,466	Telekomunikacja Polska SA	50,612,689	2.25
		172,518,521	7.67
	ロシア連邦		
6,421,045	Comstar United Telesystems OJSC GDR	32,651,766	1.45
2,873,674,340	Federal Grid Co Unified Energy System JSC	25,567,052	1.14
5,521,107	Federal Hydrogenerating Co ADR	22,434,345	1.00
13,035,664	Gazprom OAO ADR	209,109,054	9.30
288,064,074	IDGC Holding JSC	28,753,419	1.28
1,782,395	Lukoil OAO ADR	74,246,587	3.30
2,117,574	NovaTek OAO GDR	119,164,883	5.31
1,917,229	Polyus Gold Co ADR	37,837,059	1.68
7,708,809	Protek	22,235,660	0.99
30,845,151	Rosneft Oil Co GDR	152,487,492	6.78
76,652,229	Sberbank of Russian Federation	152,420,009	6.78
1,200,684	Sistema JSFC GDR	24,271,486	1.08
40,708,158	Surgutneftegas OJSC (Pref)	13,373,787	0.59
2,825,450	Surgutneftegas OJSC ADR	9,060,340	0.40
5,758,759	Surgutneftegas OJSC ADR	42,002,346	1.87
1,251,711	Tatneft ADR	28,933,153	1.29
1,085,229	Uralkali GDR	19,685,836	0.88
5,297,715	VimpelCom Ltd ADR	61,831,776	2.75
9,433,734	VTB Bank OJSC GDR*	37,887,958	1.69
		1,113,954,008	49.56

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制された市場で取引されている譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
トルコ			
15,058,570	Haci Omer Sabanci Holding AS	53,198,706	2.37
4,992,451	Koza Altin Isletmeleri AS	37,076,870	1.65
4,108,704	Tekfen Holding AS	11,760,468	0.52
19,054,136	Turk Hava Yollari	46,775,990	2.08
9,864,035	Turkcell Iletisim Hizmet AS	48,837,409	2.17
17,164,002	Turkiye Garanti Bankasi AS	65,505,391	2.91
3,630,646	Turkiye Is Bankasi	10,485,731	0.47
2	Turkiye Sinai Kalkinma Bankasi AS	2	0.00
22,561,608	Yapi ve Kredi Bankasi AS	52,826,601	2.35
		326,467,168	14.52
英国			
584,408	Eastern European Trust Plc/The	74,264	0.00
2,160,854	Eurasian Natural Resources Corp Plc	22,045,913	0.98
1,088,353	Kazakhmys Plc	14,976,328	0.67
123,000	Ukraine Opportunity Trust Plc (Wts 30/4/2012)	12,084	0.00
		37,108,589	1.65
米国			
2,427,978	Central European Distribution Corp	43,050,730	1.91
普通 / 優先株式およびワラント合計		2,180,781,863	97.02
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制された市場で取引されている譲渡可能な有価証券合計		2,198,454,538	97.80
投資有価証券合計		2,198,454,538	97.80
その他の純資産		49,379,337	2.20
純資産合計(ユーロ)		2,247,833,875	100.00

* 貸付有価証券。詳細については注記11を参照のこと。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約 2010年8月31日現在

買予約	売予約	受渡日	未実現損失 (ユーロ)
コア・ファンド			
EUR 80,210	USD 102,276	3/9/2010	(174)
未実現純損失			(174)

注：当該取引による未実現純損失は、純資産計算書に含まれている（注記2 c 参照）。

業種別内訳 2010年8月31日現在

	純資産比率 (%)
エネルギー	31.42
金融	25.16
通信サービス	12.28
電気・ガス・水道	7.74
材料	7.10
消費者主要品	5.75
工業	2.84
ヘルスケア	2.38
一般消費財	2.35
投資ファンド	0.78
その他の純資産	2.20
	100.00

財務書類に対する注記

1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープンエンド型の投資法人（変動資本を有する会社型投資信託、すなわちS I C A V）であり、2002年12月20日付のルクセンブルグ法（以下「2002年法」という。）パート に基づいて設立された。

2010年8月31日現在、当社は59のファンドにおける投資証券を発行している。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、以下の投資証券のクラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

投資証券のクラス

2010年8月31日現在、当社は以下のクラス投資証券を発行している。

クラスA

クラスA 毎年分配型投資証券	クラスA 無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎年分配型投資証券	クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎日分配型投資証券	クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券	クラスA ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎月分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券	クラスA 香港ドル・ヘッジなし無分配投資証券
クラスA 香港ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	クラスA ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎四半期分配型投資証券	クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスA 英国分配型投資証券
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ英国分配型投資証券
クラスA 米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	

クラスB

クラスB 毎日分配型投資証券	クラスB 無分配投資証券
クラスB ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券	クラスB ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスB 毎四半期分配型投資証券	クラスB 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスB ユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスB シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスB 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスB 米ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスB 米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	

クラスC

クラスC 毎日分配型投資証券	クラスC シンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスC ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券	クラスC 米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスC 毎月分配型投資証券	クラスC 無分配投資証券
クラスC ユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券	クラスC ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスC 毎四半期分配型投資証券	クラスC 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスC ユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスC シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスC 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスC 米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスD

クラスD 無分配投資証券	クラスD 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスD ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	クラスD 英国分配型投資証券

クラスE

クラスE 毎四半期分配型投資証券	クラスE ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスE ユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスE 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスE 無分配投資証券	クラスE 米ドル・ヘッジ無分配投資証券

クラスI

クラスI 無分配投資証券*	クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券*
---------------	----------------------

クラスJ

クラスJ 毎月分配型投資証券*	クラスJ 無分配投資証券*
-----------------	---------------

クラスQ

クラスQ 毎日分配型投資証券**	クラスQ ユーロ・ヘッジ無分配投資証券**
クラスQ ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券**	クラスQ 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券**
クラスQ 無分配投資証券**	

クラスX

クラスX 毎日分配型投資証券*	クラスX スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券*
クラスX 毎月分配型投資証券*	クラスX ユーロ・ヘッジ無分配投資証券*
クラスX 豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券*	クラスX 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券*
クラスX ユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券*	クラスX 英国分配型投資証券*
クラスX 無分配投資証券*	クラスX 英ポンド・ヘッジ英国分配型投資証券*
クラスX 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券*	

* 機関投資家が購入可能

** ブラックロック・グループ内の企業がスポンサーであったその他のファンドにおいて過去に投資証券を保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス。当社では、現在は募集されていない。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

インディア・ファンド

ブラックロック・グローバル・ファンズ・インディア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティズ・ファンド（モーリシャス）リミテッド（以下「子会社」という。）のみを通じてその純資産のほぼすべてをインドに投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書および損益計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、当社の財務書類において開示されている。

当子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャス法に基づいて2004年9月1日に設立された。現在、当子会社は、インド/モーリシャスの二重課税条約から免除されている。この免除が将来変更されないという保証はない。

ファンドの設定

2009年9月18日、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド（米ドル建）が設定された。

2010年2月9日、ワールド・アグリカルチャー・ファンド（米ドル建）が設定された。

ファンドの統合

2009年10月2日、USスモールキャップ・バリュウ・ファンドはUSスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドに統合された。

2009年10月9日、USフォーカスト・バリュウ・ファンドはUSベーシック・バリュウ・ファンドに統合された。

2010年4月16日、ストラテジック・アロケーション・ファンド（米ドル建）はストラテジック・アロケーション・ファンド（ユーロ建）に統合され、フレキシブル・マルチアセット・ファンド（ユーロ建）に名称変更された。

2010年8月31日に終了した会計年度に生じた重要な事象

2010年3月26日に開催された臨時投資主総会での承認を受け、当社の定款は2010年4月26日に改定された。同日時点で、当社は無記名株式の発行を終了し、すべての無記名株式は消却され、同数の記名株式と交換された。これは、臨時投資主総会で投資主により承認された当社の定款に対するいくつかの変更点の1つである。

2010年2月22日に開催された当社の年次投資主総会で、ジャン・クロード・ウォルター氏は再任を求めなかった。

2010年8月16日、ドナルド・バルク氏は取締役会を退任した。

投資証券クラスの設定

以下に開示されているのは設定日であるが、各クラスへのシードマネーの投入が設定日より後に行われている場合もある。

設定日	種類	ファンド
2009年9月1日	クラスD無分配投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年9月1日	クラスA英国分配型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年9月8日	クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年9月17日	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年9月18日	クラスA無分配投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスA毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスA香港ドル毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスC毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年9月18日	クラスCシンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
2009年10月6日	クラスX英ボンド・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・スモールキャップ・ファンド
2009年10月26日	クラスA英ボンド・ヘッジ英国分配型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	アジア・ドラゴン・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	エマージング・マーケット・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	ヨーロッパ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	ヨーロッパ・グロース・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	USドル・リザーブ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	USグロース・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
2009年11月6日	クラスX無分配投資証券	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	アジア・ドラゴン・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド

設定日	種類	ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	ヨーロッパ・バリュー・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	ジャパン・バリュー・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	USベシク・バリュー・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	USフレキシブル・エクイティ・ファンド
2009年11月6日	クラスX英国分配型投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2009年11月24日	クラスI無分配投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年11月24日	クラスX無分配投資証券	ユナイテッド・キングダム・ファンド
2009年12月14日	クラスD無分配投資証券	フレキシブル・マルチアセット・ファンド(「ファンド名の変更」参照)
2009年12月14日	クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年12月18日	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年12月18日	クラスI無分配投資証券	チャイナ・ファンド
2010年1月18日	クラスA毎年分配型投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年1月21日	クラスA米ドル・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年1月22日	クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・アロケーション・ファンド
2010年2月5日	クラスXユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・エネルギー・ファンド
2010年2月5日	クラスXユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2010年2月9日	クラスA香港ドル・ヘッジなし無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスA無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月9日	クラスC無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年2月23日	クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2010年2月25日	クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	ラテン・アメリカン・ファンド

設定日	種類	ファンド
2010年3月1日	クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ 無分配投資証券	グローバル・アロケーション・ファンド
2010年3月4日	クラスA英ポンド・ヘッジ英国分配型 投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年3月5日	クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ 無分配投資証券	フィックスト・インカム・グローバル・オポチュニ ティーズ・ファンド
2010年3月8日	クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ 無分配投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・ デュレーション・ボンド・ファンド
2010年3月22日	クラスD無分配投資証券	ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オ ポチュニティーズ・ファンド
2010年3月25日	クラスAユーロ・ヘッジ毎年分配型投 資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年3月26日	クラスX無分配投資証券	グローバル・エクイティ・ファンド
2010年3月29日	クラスI無分配投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2010年3月31日	クラスD無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年3月31日	クラスE無分配投資証券	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
2010年3月31日	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証 券	グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド
2010年4月12日	クラスE 毎四半期分配型投資証券	ユーロ・ボンド・ファンド
2010年4月12日	クラスE 毎四半期分配型投資証券	ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド
2010年4月12日	クラスEユーロ・ヘッジ毎四半期分 配型投資証券	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2010年4月12日	クラスX無分配投資証券	ユーロ・マーケット・ファンド
2010年4月12日	クラスX無分配投資証券	ヨーロッパ・ファンド
2010年4月12日	クラスX無分配投資証券	ジャパン・バリュー・ファンド
2010年4月12日	クラスX無分配投資証券	ユナイテッド・キングダム・ファンド
2010年4月15日	クラスA英国分配型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファ ンド
2010年4月15日	クラスA米ドル・ヘッジ英国分配型投 資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファ ンド
2010年4月16日	クラスA米ドル・ヘッジ無分配投資証 券	フレキシブル・マルチアセット・ファンド
2010年4月16日	クラスC米ドル・ヘッジ無分配投資証 券	フレキシブル・マルチアセット・ファンド
2010年4月16日	クラスE米ドル・ヘッジ無分配投資証 券	フレキシブル・マルチアセット・ファンド
2010年5月28日	クラスA香港ドル・ヘッジ毎月分配型 投資証券	アジアン・タイガー・ボンド・ファンド
2010年6月3日	クラスX英国分配型投資証券	エマージング・ヨーロッパ・ファンド
2010年6月30日	クラスI無分配投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・ デュレーション・ボンド・ファンド
2010年7月2日	クラスX無分配投資証券	ヨーロッパ・フォーカス・ファンド

設定日	種類	ファンド
2010年7月19日	クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・ゴールド・ファンド
2010年7月19日	クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2010年7月21日	クラスX無分配投資証券	フレキシブル・マルチアセット・ファンド
2010年7月26日	クラスA毎年分配型投資証券	ユーロ・ボンド・ファンド
2010年7月27日	クラスX無分配投資証券	チャイナ・ファンド
2010年7月27日	クラスX英国分配型投資証券	ワールド・エネルギー・ファンド
2010年7月28日	クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年8月2日	クラスX無分配投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年8月4日	クラスA英国分配型投資証券	ユーロ・ボンド・ファンド
2010年8月4日	クラスA英国分配型投資証券	ユーロ・マーケット・ファンド
2010年8月4日	クラスA英国分配型投資証券	ヨーロッパ・ファンド
2010年8月4日	クラスEポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・アロケーション・ファンド
2010年8月9日	クラスD毎月分配型投資証券	ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2010年8月9日	クラスD無分配投資証券	グローバル・アロケーション・ファンド
2010年8月9日	クラスX無分配投資証券	アジア・タイガー・ボンド・ファンド
2010年8月10日	クラスI無分配投資証券	ワールド・エネルギー・ファンド
2010年8月10日	クラスI無分配投資証券	ワールド・マイニング・ファンド
2010年8月17日	クラスX無分配投資証券	コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド
2010年8月18日	クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
2010年8月20日	クラスI無分配投資証券	ニュー・エネルギー・ファンド
2010年8月20日	クラスXユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券	ワールド・インカム・ファンド
2010年8月20日	クラスX豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	グローバル・アロケーション・ファンド

ファンド名の変更

変更日	旧名称	新名称
2010年3月31日	ヨーロピアン・オポチュニティーズ・ファンド	ヨーロピアン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
2010年3月31日	スイス・オポチュニティーズ・ファンド	スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
2010年4月16日	ストラテジック・アロケーション・ファンド（ユーロ建）	フレキシブル・マルチアセット・ファンド

2. 重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した様式および規則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

(a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制された市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日現在の最新の市場価格に基づき評価される。有価証券が複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引される場合、主たる取引所もしくは市場における直近の市場価格または必要に応じて、平均価格が適用される。上場されていない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくは規制された市場において売買もしくは取引されていない有価証券（クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む）および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または当ファンドの取締役会が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、当ファンドの取締役会が、実現可能な販売価格に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。
- ポートフォリオにおいて、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の繰上償還可能日を表している（償還日ではない）。投資ポートフォリオの銘柄の欄に開示されている利率は年度末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。
- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、その資産は当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- 流動性のある資産および短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額か、償却原価に基づいて評価される。
- 現金、短期金融預金、要求払手形およびその他の債務は、額面金額で評価される。
- 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金、販売投資証券未収金およびリストラクチャリング費用を含む資産は、額面金額で評価される。
- 主として未払収益分配金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、額面金額で評価される。
- 事後通告証券（To Be Announced Securities、以下「TBA」という。）は、政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンをプールし、組成されたプールの持分を販売する。TBAは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。TBAは、投資有価証券明細表に個別に開示されている。

ファンドは通常、有価証券取得の目的でTBA購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。TBAの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。TBA売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる（売却契約日以前に交付可能な）TBA購入契約を保有する。

TBA売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2010年8月31日現在、ファンドは未決済のTBAを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

(b) 投資有価証券からの収益

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- ・ 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- ・ 預金利息および短期金融預金利息は、発生主義で認識されている。
- ・ 受取配当金は、配当落ち日に発生する。
- ・ 有価証券貸付による収益は月次で発生する。

(c) 金融商品

当期において、当社は複数の先渡為替・先物予約を締結している。未決済の先渡為替・先物予約は、期末に当該予約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額および不足額は未実現損益に計上され、純資産計算書の資産または負債に（適宜）含められる。

当社はカバード・コール・オプションおよびブット・オプションの売却、コール・オプションおよびブット・オプションの購入を実施できる。当社がオプションを売却または購入する時点で、当社による受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。実現可能性の高い見積価格を最もよく反映する方法として、取締役会は最終取引価格ではなく仲値に基づいて、オプションを評価することに合意している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取（支払）プレミアムが売却有価証券から控除（に加算）される。オプションが失効する場合（または当社が決済取引を行った場合）、当社はオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ（もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ）実現する。

当社は1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い（当該契約にあらかじめ定義されている）の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価損益として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

有価証券買戻し（または売戻し）取引は、有価証券によって保証された貸付（または借入れ）取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者（譲受人）に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2010年8月31日現在、未決済の買戻し（または売戻し）条件付有価証券はなかった。

(d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2010年8月31日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

(e) 合計結合数値

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2010年8月31日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.7860	0.6494	84.5300	1.0177

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.7443	0.6432	89.0650	1.0556

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

(f) 為替レート

下記の為替レートは、2010年8月31日現在、ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン
UAEディルハム	0.1768	0.2723	0.2140	23.0158	0.2771
アルゼンチン・ペソ	0.1645	0.2532	0.1990	21.4067	0.2577
豪ドル	0.5780	0.8900	0.6995	75.2325	0.9057
ブラジル・レアル	0.3700	0.5697	0.4478	48.1570	0.5798
カナダ・ドル	0.6107	0.9404	0.7391	79.4940	0.9570
スイス・フラン	0.6381	0.9826	0.7723	83.0628	1.0000
チリ・ペソ	0.0013	0.0020	0.0016	0.1681	0.0020
中国人民元	0.0954	0.1469	0.1155	12.4173	0.1495
コロンビア・ペソ	0.0036	0.0005	0.0004	0.0462	0.0006
チェコ・コルナ	0.0333	0.0513	0.0403	4.3354	0.0522
デンマーク・クローネ	0.1110	0.1709	0.1343	14.4468	0.1739
エジプト・ポンド	0.1138	0.1753	0.1378	14.8153	0.1784
ユーロ	0.8263	1.2723	1.0000	107.5510	1.2948
英ポンド	1.0000	1.5398	1.2103	130.1636	1.5671
香港ドル	0.0835	0.1285	0.1010	10.8648	0.1308
ハンガリー・フォリント	0.0029	0.0044	0.0035	0.3751	0.0045
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0094	0.0001
イスラエル・シェケル	0.1704	0.2624	0.2062	22.1776	0.2670

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン
インド・ルピー	0.0138	0.0213	0.0167	1.7970	0.0216
アイスランド・クローナ	0.0054	0.0083	0.0065	0.7013	0.0084
日本円	0.0077	0.0118	0.0093	1.0000	0.0120
韓国ウォン	0.0005	0.0008	0.0007	0.0705	0.0008
クウェート・ディナール	2.2520	3.4677	2.7255	293.1281	3.5290
モロッコ・ディルハム	0.0746	0.1148	0.0903	9.7079	0.1169
メキシコ・ペソ	0.0493	0.0759	0.0597	6.4182	0.0773
マレーシア・リンギット	0.2069	0.3187	0.2505	26.9364	0.3243
ノルウェー・クローネ	0.1029	0.1585	0.1246	13.4003	0.1613
ニュージーランド・ドル	0.4538	0.6989	0.5493	59.0740	0.7112
ペルー・新ソル	0.2322	0.3576	0.2810	30.2270	0.3639
フィリピン・ペソ	0.0143	0.0220	0.0173	1.8635	0.0224
パキスタン・ルピー	0.0076	0.0117	0.0092	0.9892	0.0119
ポーランド・ズロチ	0.2067	0.3182	0.2501	26.8997	0.3238
カタール・リアル	0.1784	0.2747	0.2159	23.2215	0.2796
ロシア・ルーブル	0.0211	0.0325	0.0256	2.7492	0.0331
サウジ・リアル	0.1732	0.2667	0.2096	22.5407	0.2714
スウェーデン・クローネ	0.0880	0.1355	0.1065	11.4536	0.1379
シンガポール・ドル	0.4791	0.7378	0.5799	62.3657	0.7508
スロバキア・コルナ	0.0274	0.0422	0.0332	3.5701	0.0430
タイ・バーツ	0.0208	0.0320	0.0251	2.7011	0.0325
新トルコ・リラ	0.4261	0.6562	0.5157	55.4678	0.6678
台湾ドル	0.0203	0.0312	0.0245	2.6388	0.0318
米ドル	0.6494	1.0000	0.7860	84.5300	1.0177
南アフリカ・ランド	0.0880	0.1355	0.1065	11.4498	0.1378

(g) 価格調整

いずれかの取引日において、あるファンドの全投資証券クラスの総取引によって取締役が設定した基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、そのファンドの純資産価額は、ファンドで生じる見積取引費用およびファンドが投資する資産のビッド/オファーの見積スプレッドを反映した額で調整される。英文目論見書のアペンディクスB第17(c)項に従い、2010年8月31日現在、かかる価格調整はアジア・タイガー・ボンド・ファンドおよびグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに適用された。投資証券1口当たりの公表/取引純資産価額は、3会計年度末における純資産価額の概要に開示されており、価格調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

3. 運用会社

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社は、2002年12月20日法第13章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、2009年8月1日付で運用会社との間で運用会社契約を更新した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務およびファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

運用会社の取締役は、グラハム・バンピング（Graham Bamping）、フランク・P・ル・ファーブル（Frank P. Le Feuvre）およびジョフリー・ラドクリフ（Geoffrey Radcliffe）である。ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）により規制されている。

4. 投資運用報酬および販売報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドに応じて0.40%から2.00%の間であり、一部のクラスD、クラスIおよびクラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。投資運用報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。運用会社は、投資顧問会社への報酬を含む、特定の費用および報酬を投資運用報酬より支払う。クラスJおよびクラスX投資証券には投資運用報酬は発生しない。

当期において、当社は主要販売会社であるブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッドに販売報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.50%から1.25%の間であり、クラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドのクラスB、CおよびクラスD投資証券では、販売報酬を支払わない。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額（該当する場合、アペンディクスB第17(c)項に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への調整を反映している）に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

主要販売会社は、当期の英文目論見書のアペンディクスC第22項に記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を割り戻す場合がある。割り戻しがある場合、注記5に記載されているとおり、管理事務代行報酬の減額に含まれる。

2010年8月31日現在、未払いである投資運用報酬および販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

当期において、以下の運用中のファンドは投資運用報酬が減額されている。

ユーロ・リザーブ・ファンド

米ドル・リザーブ・ファンド

5. 管理事務代行報酬

当社は年率0.25%を上限とする管理事務代行報酬を支払っている。当該報酬は、取締役会と運用会社の間で合意された最高0.25%までの料率で発生し、同当事者の裁量により、通知することなく適時変更される可能性がある。

課される年率は以下のとおりである。

投資証券クラス	株式ファンド	債券ファンド	混合ファンド	短期金融商品 ファンド
A、B、C、D、E、Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.075%*
I、J、X	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%*

クラスI、JおよびX投資証券への投資は、2002年12月20日法第129条の意義の範囲内において、機関投資家向けに限定されている。

* ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、クラスA、B、C、D、E、Q投資証券（0.15%）およびクラスI、J、X投資証券（0.03%）を除く。

管理事務代行報酬は、関連クラスの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。この報酬は、当社に現在課されている、過年度においてファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬、ならびに税金、法律、監査およびその他すべての専門家によるその他の費用と称されていた報酬に関連するすべての固定額および変動額の第三者費用、ならびに現在ブラックロックから当社に現在課されている取締役報酬、インベスター・サービス・センターおよびグローバル管理事務代行サービスといったすべての報酬および回収可能な費用を置き換えるものである。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役は、会計年度毎に遂行した業務の報酬として税引後で30,000ユーロを受け取る。

管理事務代行報酬には、租税効率を高めるため、保管報酬を含めていない、特定の管轄地域に適用される税金も、管理事務代行報酬に含まれていない（注記7参照）。

当期において、以下の運用中のファンドは管理事務代行報酬が減額されている。

エマージング・ヨーロッパ・ファンド	USドル・コア・ボンド・ファンド
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
ヨーロッパ・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンド	USガバメント・モーゲージ・ファンド
ヨーロッパ・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	ワールド・フィナンシャルズ・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	ワールド・インカム・ファンド
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ワールド・テクノロジー・ファンド
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	

管理事務代行報酬の減額は、損益および純資産変動計算書において個別に開示されている。

2010年8月31日現在、未払いである管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

6. 保管および預託報酬

当期における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッドである。保管銀行は、取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。年間保管報酬は、年率0.005%から0.441%であり、取引手数料は、1取引につき8.80米ドルから196米ドルである。両カテゴリーの報酬および手数料の年率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

2010年8月31日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

ブラジル政府は、ブラジルの金融および資本市場への外国投資に関連する金融取引(Imposto sobre Operações Financeiras、以下「IOF」という。)に対する課税率を、2009年10月20日より0%から2%に引き上げた。IOF税は、ブラジルの証券取引所(主にサンパウロ証券・商品・先物取引所(Bolsa de Valores, Mercadorias & Futuros de São Paulo (BM&F-BOVESPA)))または店頭市場における、外国人投資家による新株または債券投資に関するブラジル・レアルへの為替取引にのみ課される。この費用は、保管および預託報酬に含まれている。

7. 税金

ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産価額の年率0.05%(リザーブ・ファンドおよびすべてのクラスI、JおよびX投資証券の場合には0.01%)で計算された年次税を支払うことが要求されている。2010年8月31日に終了した会計年度において、ルクセンブルグの税金に関連する40,166,673米ドルが費用計上された。

ベルギー

当社は金融取引および金融市場に関する2004年7月20日法第130条に基づき、ベルギー銀行金融委員会に登録されている。ベルギーにおいて一般向け販売のために登録されたファンドには、前年の12月31日現在、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して年率0.08%の税金が課される。2010年8月31日に終了した会計年度において、ベルギーの税金に関連する601,780米ドルが費用計上された。

英国

分配型ファンド(Distributor Status)

2010年8月31日(同日を含む)までに終了する会計年度について、取締役会は、各会計期間の英国における分配型ファンドである英ポンド建クラスA投資証券を、英国の税務上、分配型ファンドとして扱うよう申請する方針である。ただしこうした申請は、必要に応じて他の通貨建によるその他の投資証券クラスについて実施される可能性がある。しかしながら、このような認可を得られるという保証はない。

報告型ファンド（Reporting Funds）

2010年9月1日に開始する会計年度より、当ファンドは新しいファンド報告制度を選択する予定である。報告型ファンドの取締役は現在、2010年9月1日現在の英国における分配型ファンドである投資証券クラスについて、「報告型ファンド」を申請する方針である。また現在英国における分配型ファンドでない投資証券クラスについても、取締役は「報告型ファンド」の申請を選択する可能性がある。

8. 投資顧問

運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、管理および投資顧問の一部を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーク）リミテッド、ブラックロック・ジャパン株式会社およびブラックロック（ホンコン）リミテッド。

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

アジア・タイガー・ボンド・ファンド	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	USドル・リザーブ・ファンド
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	USガバメント・モーゲージ・ファンド
USドル・コア・ボンド・ファンド	ワールド・インカム・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	USフレキシブル・エクイティ・ファンド
グローバル・アロケーション・ファンド	USフォーカスト・バリュアブル・ファンド（2009年10月9日のUSベーシック・バリュアブル・ファンドへの統合日まで）
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	USグロース・ファンド
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	USスモールキャップ・バリュアブル・ファンド（2009年10月2日のUSスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドへの統合日まで）
グローバル・スモールキャップ・ファンド	ワールド・フィナンシャルズ・ファンド
ラテン・アメリカン・ファンド	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
USベーシック・バリュアブル・ファンド	

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは、以下のファンドについて、投資顧問業務を提供している。

グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド
----------------------	-----------------------------------

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託している。

ジャパン・ファンド	ジャパン・バリュー・ファンド
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポ チュニティーズ・ファンド	

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託している。

フィックス・インカム・グローバル・オポチュニ ティーズ・ファンド	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	ワールド・ボンド・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック(ホンコン)リミテッドに業務の一部を再委託している。

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・フ ンド	チャイナ・ファンド
アジア・ドラゴン・ファンド	インド・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック(ホンコン)リミテッドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託している。

パシフィック・エクイティ・ファンド

残りのファンドについては、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドが投資顧問会社である。

運用会社は、当社が負担する投資運用報酬から投資顧問会社に報酬を支払う。

9. 関連会社との取引

運用会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション(メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク・グループ内の会社を含む)、PNCバンク・エヌ・イーおよびパークレイズ・バンク・ピー・エル・シーがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、バンク・オブ・アメリカ・グループ、パークレイズ・グループまたはPNCグループの会社が、通常の場合で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割り引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。バンク・オブ・アメリカ・グループ、パークレイズ・グループまたはPNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという上述の方針と一貫性がある。

当期中、通常の業務範囲外のあるいは通常の場合の取引条件外の取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引総額は6,443,240,810米ドルであり、当該取引価額が当期の全体の取引価額に占める割合は2.64%である。当該取引に関連して支払われたブローカー手数料の総額は6,547,818米ドルであり、支払った手数料の平均料率は0.10%である。

当期中、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

10. コミッションの使用

1 社または複数の投資顧問会社は、現地の法律または規制により認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同様の契約を締結することがある。これらの契約は、契約を通じて入手するリサーチまたは売買執行サービスが投資顧問会社の投資に係る意思決定能力または売買執行力を向上させ、それにより投資収益増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ締結されることになる。投資顧問会社は主要な国際ブローカーとこれらの契約を締結し、ブローカーは投資顧問会社に対して提供するリサーチおよび売買執行サービスの認識において、投資顧問会社からの売買により発生するコミッションの一部を使用するか、または投資顧問会社による売買の執行または投資顧問会社に対するリサーチの提供をサポートする第三者サービスに対して支払うことに同意する。すべての売買は引き続き最善の執行の要件に準拠しており、契約は継続して見直されている。

11. 有価証券貸付

当社は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーと有価証券貸付契約を締結している。同社は、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドに2010年4月1日より有価証券貸付業務の実施を委託している。

当該契約に基づき、当社は適切な担保を含む一定の条件のもと、第三者に対して有価証券ポートフォリオの一部を貸付けることができる。当該貸付は、貸付活動を専門とする公認清算機関または主要な金融機関の仲介を通じてのみ可能であり、これらの機関と合意した、担保を含む取引条件に基づいている。当該取引は30日を超えてはならない。貸付有価証券が関連するファンドの有価証券ポートフォリオの50%を超過する場合には、貸付契約を即時に終了できる場合のみ貸付が可能となる。

当該契約に基づき、当社は受取った現金担保を承認された有価証券に投資することが認められており、それにより追加収益が生じる。当該有価証券には、ブラックロックが所有するアイルランド籍のUCITSファンドであるインスティテューショナル・キャッシュ・シリーズが含まれる。

有価証券貸付プログラムからの投資収益の詳細は、当該ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2010年8月31日現在、貸付有価証券の評価額合計は1,192,766,572米ドルであり、投資担保の時価は1,256,116,095米ドルである。

現金担保は20.55%が社債（格付けA - 1または同等）、24.59%が政府債、8.52%が譲渡性預金、46.34%がコマーシャル・ペーパーおよび定期預金に再投資されている。この担保は保管銀行が保有しているため、財務書類には反映されていない。また、担保の一部は1,069,472米ドルの現金として保有されており、再投資されていない。

2010年8月31日現在、関連するファンドの投資有価証券ポートフォリオにおいて「*」で記されている貸付有価証券のファンドレベルでの評価額は以下のとおりである。

ファンド	貸付有価証券の評価額	ファンド	貸付有価証券の評価額
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	80,407米ドル	グローバル・エクイティ・ファンド	5,356,808米ドル
アジア・ドラゴン・ファンド	5,510,764米ドル	グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	1,181,063米ドル
コンチネンタル・ヨーロッパ・フレキシブル・ファンド	2,992,762米ドル	グローバル・スモールキャップ・ファンド	652,074米ドル
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	103,828,204米ドル	ラテン・アメリカン・ファンド	51,146,544米ドル
エマージング・マーケット・ファンド	7,576,000米ドル	ニュー・エネルギー・ファンド	235,322,746米ドル
ユーロ・マーケット・ファンド	76,270,558米ドル	USベーシック・バリュー・ファンド	10,740,000米ドル
ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・ファンド	275,431米ドル	USグロース・ファンド	2,107,320米ドル
ヨーロッパ・フォーカス・ファンド	12,902,361米ドル	USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	1,000,800米ドル
ヨーロッパ・ファンド	115,486,232米ドル	ワールド・エネルギー・ファンド	41,587,768米ドル
ヨーロッパ・グロース・ファンド	6,498,555米ドル	ワールド・ゴールド・ファンド	200,117,957米ドル
ヨーロッパ・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	5,896,775米ドル	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	5,870,000米ドル
グローバル・アロケーション・ファンド	81,085,139米ドル	ワールド・マイニング・ファンド	205,806,430米ドル
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	4,209,058米ドル	ワールド・テクノロジー・ファンド	1,777,373米ドル
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	7,487,443米ドル		

12. 保証として差入または供された有価証券

差入れられた売建コール・オプションの対象有価証券は、ファンドのポートフォリオにおいて「†」で記されている。2010年8月31日現在、当該有価証券の評価額は82,801,076米ドルである。

ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドおよびグローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ルクセンブルグの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドのポートフォリオにおいて「^」で記されており、2010年8月31日現在、その評価額は27,496,138米ドルである。

先物取引の保証として供された有価証券は、ファンドのポートフォリオにおいて「‡」で記されている。2010年8月31日現在、これらの有価証券の評価額は42,534,392米ドルである。

保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2010年8月31日現在、これらの有価証券の評価額は6,199,065米ドルである。

ファンド	保有高	銘柄	評価額
グローバル・アロケーション・ファンド	619,000	Bundesrepub Deutschland 4% 4/1/2037	975,484米ドル
	365,000	Bundesrepub Deutschland 5.5% 4/1/2031	663,130米ドル
	1,414,000	United Kingdom Gilt 2.75% 22/1/2010	2,278,426米ドル
	477,000	US Treasury Note 4.5% 15/5/2017	551,150米ドル
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	346,000	Bundesrepub Deutschland 5.5% 4/1/2031	628,611米ドル
USドル・コア・ボンド・ファンド	565,000	US Treasury Note 1.375% 15/2/2012	572,503米ドル
ワールド・インカム・ファンド	530,000	US Treasury Bill 9/12/2010	529,761米ドル

13. 現金担保

2010年8月31日現在、保有スワップ契約に関連する以下の現金担保残高またはブローカーに対する未払金が純資産計算書の現金に含まれている。

ファンド	受取/(支払)通貨
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	(1,880,000)
ユーロ・ボンド・ファンド	(1,093,000)
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	490,000
グローバル・アロケーション・ファンド	(370,000)
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	930,000
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	(475,000)
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	820,000
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	670,950
ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	2,310,000
USドル・コア・ボンド・ファンド	(1,900,000)
USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	530,000
USガバメント・モーゲージ・ファンド	(1,290,000)
ワールド・インカム・ファンド	(2,000,000)

14. 配当金

取締役の現行の方針は、分配ファンドによる収益および英国における分配型ファンドであるクラス投資証券による収益を除く、すべての純投資利益を留保し再投資することである（詳細は注記1を参照）。分配型クラス投資証券および英国における分配型ファンドであるクラス投資証券については、該当期間について費用の控除後、ほぼすべての投資収益を分配するという方針が採用されている。取締役会は、実現および未実現キャピタル・ゲインの両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、収益分配型のファンドの場合は当初の資本からの費用総額を含めて配当を行うか否かと、配当額を決定することもできる。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定され、通常、配当金は以下の通りに支払われる。

- ・ 債券分配型ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、月次
- ・ アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドおよびフィックス・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（および、取締役会が随時決定するその他のファンド）については、配当原資となる収益がある場合、四半期毎
- ・ 株式分配型ファンドについては、取締役会の裁量により、年次。英国における分配型ファンドである株式ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、年次で支払われる。

毎月配当金を支払う分配型ファンドは、更に以下のとおり分類される。

- ・ 配当金が日次で算定される毎日分配型投資証券
- ・ 配当金が月次で算定される毎月分配型投資証券

投資家は、毎月分配型投資証券または毎日分配型投資証券のどちらを保有するか選択できるが、両方を保有することはできない。

毎四半期分配型投資証券については、四半期毎に配当金が支払われる。

毎年分配型投資証券については、年次で配当金が支払われる。

2010年6月20日、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンドは、配当金の分配方法を、費用控除後の投資収益を分配する方法から費用総額を含めた収益を分配する方法に変更した。

配当金の宣言および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

15. 後発事象

2010年11月12日、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（米ドル建）が設定された。

2010年12月3日、ヨーロピアン・エクイティ・インカム・ファンド（ユーロ建）が設定された。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド(平成23年4月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	1,509,972,547円
負債総額	60,558,118円
純資産総額(-)	1,449,414,429円
発行済数量	1,956,053,080口
1 単位当たり純資産額(/)	0.7410円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成16年4月1日付で、資本金を金414,000千円から475,000千円に増額しました。

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

< 株主総会 >

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

< 取締役会 >

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

< マネジメント委員会他各委員会 >

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、マネジメント委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年4月末現在、以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	31本	178,247百万円
	単体型株式投資信託	0本	0円
私募投資信託		77本	1,338,378百万円
合計		108本	1,516,625百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

なお、第22期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第23期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けており、第23期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

また、当社の監査公認会計士等は次の通り異動しております。

前事業年度 　あらた監査法人

当事業年度 　有限責任監査法人トーマツ

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 当社は平成21年12月2日にブラックロックジャパン株式会社と合併いたしました。また平成21年12月2日に商号をブラックロック・ジャパン株式会社に変更いたしました(旧社名：パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金	2	7,523	4,043
支払委託償還金		-	2
立替金		0	-
前払費用		84	237
未収入金		680	169
未収委託者報酬		845	1,533
未収運用受託報酬		-	3,855
未収収益	2	3,055	304
差入保証金		332	479
未収還付消費税等		78	156
未収還付法人税等		-	506
繰延税金資産		310	930
その他流動資産		0	25
流動資産計		12,912	12,245
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	89	2,099
器具備品	1	316	871
建設仮勘定		256	-
有形固定資産計		662	2,970
無形固定資産			
ソフトウェア		-	31
のれん		311	3,688
クライアント・リレーションシップ資産		-	1,687
その他の無形固定資産		2	3
無形固定資産計		314	5,410
投資その他の資産			
投資有価証券		0	-
関係会社株式	2	-	300
長期前払費用		1	-
長期差入保証金		681	1,005
繰延税金資産		623	1,037
投資その他の資産計		1,306	2,342
固定資産計		2,284	10,724
資産合計		15,196	22,970

	第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	61	186
未払収益分配金	-	0
未払償還金	-	77
未払手数料	-	459
その他未払金	-	159
未払費用	1,476	1,571
未払法人税等	307	-
賞与引当金	715	666
早期退職慰労引当金	-	246
流動負債計	2,560	3,367
固定負債		
長期借入金	2 3,300	10,237
退職給付引当金	287	283
固定負債計	3,587	10,520
負債合計	6,147	13,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	485	485
資本剰余金		
資本準備金	366	366
その他資本剰余金	-	3,846
資本剰余金合計	366	4,212
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,860	4,047
利益剰余金合計	8,197	4,383
株主資本合計	9,048	9,081
純資産合計	9,048	9,081
負債・純資産合計	15,196	22,970

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第23期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,066	4,285
運用受託報酬	8,233	8,178
その他営業収益	3,498	2,501
営業収益計	16,798	14,965
営業費用		
支払手数料	2,005	974
広告宣伝費	104	77
公告費	-	0
調査費		
調査費	9	353
情報機器関連費	237	-
委託調査費	-	1,011
調査費計	246	1,365
委託計算費	152	146
営業雑費		
通信費	92	98
印刷費	34	63
諸会費	32	25
営業雑費計	159	187
営業費用計	2,668	2,750
一般管理費		
給料		
役員報酬	248	1,024
給料・手当	3,203	3,319
賞与	1,056	2,943
給料計	4,508	7,286
その他の人件費	5	-
退職給付費用負担金	399	421
法定福利費	307	-
福利厚生費	45	610
事務委託費	3,716	1,395
事務用品費	7	-
交際費	3	10
寄付金	-	0
旅費交通費	126	116
採用費	100	-
租税公課	59	77
不動産賃借料	837	1,134
水道光熱費	77	129
固定資産減価償却費	226	794
のれん償却費	273	314
クライアント・リレーションシップ資産償却費	-	102
賃借料	7	-
消耗器具備品費	15	-
修繕維持費	23	-
不動産仲介手数料	60	-
教育研修費	61	-
諸経費	110	416
一般管理費計	10,974	12,809
営業利益又は営業損失()	3,155	594

	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第23期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業外収益		
受取利息	1	9
為替差益		38
投信償還益		0
その他営業外収益		0
営業外収益計	42	48
営業外費用		
支払利息	1	138
投信償還損		-
有価証券売却損		0
営業外費用計	64	138
経常利益又は経常損失()	3,133	684
特別利益		
賞与引当金戻入益		154
前期損益修正益		-
特別利益計	776	154
特別損失		
固定資産除却損		4
原状回復費		243
特別退職金		518
長期借入金返済違約金		5
前期損益修正損		105
特別損失計	177	877
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	3,732	1,407
法人税、住民税及び事業税	1,601	16
法人税等調整額	114	338
当期純利益又は当期純損失()	2,016	1,084

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	第23期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	475	485
当期変動額		
新株の発行	10	-
当期変動額合計	10	-
当期末残高	485	485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
当期変動額合計	-	3,846
当期末残高	-	3,846
資本剰余金合計		
前期末残高	366	366
当期変動額		
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
当期変動額合計	-	3,846
当期末残高	366	4,212
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,489	7,860
当期変動額		
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少()	355	2,627
当期純利益又は当期純損失()	2,016	1,084
当期変動額合計	2,371	3,813
当期末残高	7,860	4,047
利益剰余金合計		
前期末残高	5,825	8,197
当期変動額		
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少()	355	2,627
当期純利益又は当期純損失()	2,016	1,084
当期変動額合計	2,371	3,813
当期末残高	8,197	4,383

	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第23期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	6,666	9,048
当期変動額		
新株の発行	10	-
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少()	355	2,627
当期純利益又は当期純損失()	2,016	1,084
当期変動額合計	2,381	32
当期末残高	9,048	9,081
純資産合計		
前期末残高	6,666	9,048
当期変動額		
新株の発行	10	-
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少()	355	2,627
当期純利益又は当期純損失()	2,016	1,084
当期変動額合計	2,381	32
当期末残高	9,048	9,081

(重要な会計方針)

期 別 項 目	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
1．有価証券の評価基準及び 評価方法	<p style="text-align: center;">-</p> <p>その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用し ております。</p> <p>(2) その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法によ り算定)を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(追加情報) 平成21年6月に予定しております事 務所の移転に伴い、除却を予定してい る有形固定資産について、従来、耐用 年数を2年～15年としておりました が、除却を決定した平成20年8月よ り、残存耐用年数を平成20年8月から 平成21年6月までの11ヶ月に変更し ております。 これにより、当期の営業利益、経常利 益及び税引前当期利益はそれぞれ116 百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償 却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(追加情報) 平成22年5月に予定している事務所 の移転に伴い、除却を予定している有 形固定資産について、従来耐用年数を 5年～18年としておりましたが、除却 を決定した平成21年10月より、残存耐 用年数を平成21年10月から平成22年 5月までの8ヶ月に変更してござい ます。 これにより、当期の営業損失、経常損 失及び税引前当期純損失はそれぞれ 468百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア、のれん及びクライア ント・リレーションシップ資産につ いては、定額法により償却してござ います。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、 当期末における退職給付債務及び 年金資産に基づき計上してございま す。なお、会計制度委員会報告第13 号「退職給付会計に関する実務指 針(中間報告)」に規定されている 簡便法(以下、簡便法)に基づき、当 期末における年金財政計算上の責 任準備金の額をもって退職給付債 務とする方法によっております。</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍 していた従業員については、旧退職 制度に基づく給付額を保証してい るため、期末現在の当該給付額と年 金制度に基づく給付額との差額を 引当て計上しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、 当期末における退職給付債務及び 年金資産に基づき計上してございま す。なお、会計制度委員会報告第13 号「退職給付会計に関する実務指 針(中間報告)」に規定されている 簡便法に基づき、当期末における責 任準備金等の額をもって退職給付 債務とする方法によっております。</p> <p>旧退職金制度 同 左</p>

期別 項目	第22期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第23期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
4. リース取引の処理方法	<p>その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>-</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度(DC)による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(追加情報) 当社は、平成21年12月2日における旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(及び)を承継し、上記の会計処理を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 同左</p> <p>-</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

(会計方針の変更及び表示方法の変更)

期 別 項 目	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
1. リース取引に関する会計基準等	<p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>	-
2. 表示方法の変更	<p>前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から投資一任契約については「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>(1) 従来まで「未収収益」に含めていた未収運用受託報酬について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。</p> <p>(2) 従来まで「未払費用」に含めていた未収収益分配金、未払償還金、未払手数料及びその他未払金について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>(1) 従来まで「営業費用」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。</p> <p>従来「支払手数料」に含めていた支払運用再委託報酬を、当事業年度から「委託調査費」として区分掲記しております。</p> <p>従来区分掲記していた「情報機器関連費」を、当事業年度から「調査費」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 従来まで「一般管理費」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。</p> <p>従来区分掲記していた「法定福利費」を、当事業年度から「福利厚生費」に含めて表示しております。</p> <p>従来区分掲記していた「事務用品費」「採用費」「賃借料」「消耗器具備品費」「修繕維持費」「不動産仲介手数料」及び「教育研修費」を、当事業年度から「諸経費」に含めて表示しております。</p>

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 127百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 218百万円</p> <p>2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">預金 3,224百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">長期借入金 3,300百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 539百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 328百万円</p> <p>2 関係会社に対する資産は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社株式 300百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未収収益 233百万円</p> <p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 5,500百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">借入実行残高 -</p> <p style="padding-left: 20px;">差引額 5,500百万円</p>

(損益計算書関係)

第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
<p>1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 64百万円</p>	<p>1 関係会社に対する営業外収益及び営業外費用は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取利息 7百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 23百万円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日				
第22期(自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	88		9,238
合計	9,150	88		9,238
吸収合併に伴い、普通株式が88株増加いたしました。				
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日					
第23期(自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	
発行済株式					
普通株式	9,238			9,238	
合計	9,238			9,238	
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発行日
平成21年11月10日 臨時株主総会	普通株式	101	11,000	平成21年 9月30日	平成21年11月13日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
財務諸表等規則第 8 条の 6 第 1 項により記載を省略しております。	-

(金融商品関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
-	<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。</p> <p>投資有価証券である証券投資信託受益証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に当社の投資信託業務を運営する上で必要とされる当社自身が設定・運用を行う証券投資信託に係るものであり、定期的に把握された時価が取締役会及び監査役会に報告されております。</p> <p>営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。</p> <p>長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。</p> <p>営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。</p>

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																																																								
	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成22年 3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表 計上額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">4,043</td> <td style="text-align: right;">4,043</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>支払委託償還金</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">169</td> <td style="text-align: right;">169</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">1,533</td> <td style="text-align: right;">1,533</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">3,855</td> <td style="text-align: right;">3,855</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td style="text-align: right;">304</td> <td style="text-align: right;">304</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収還付消費税等</td> <td style="text-align: right;">156</td> <td style="text-align: right;">156</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収還付法人税等</td> <td style="text-align: right;">506</td> <td style="text-align: right;">506</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td style="text-align: right;">479</td> <td style="text-align: right;">479</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">1,005</td> <td style="text-align: right;">899</td> <td style="text-align: right;">(105)</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">(697)</td> <td style="text-align: right;">(697)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">(1,571)</td> <td style="text-align: right;">(1,571)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">(10,237)</td> <td style="text-align: right;">(11,434)</td> <td style="text-align: right;">(1,196)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 負債に計上されているものについては () で示しています。</p> <p>(注)</p> <p>1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>預金、支払委託償還金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収還付消費税等、未収還付法人税等及び 差入保証金</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>長期差入保証金</p> <p>事務所敷金の時価については、事務所毎の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。</p> <p>未払金及び 未払費用</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p>		貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額	預金	4,043	4,043	-	支払委託償還金	2	2	-	未収入金	169	169	-	未収委託者報酬	1,533	1,533	-	未収運用受託報酬	3,855	3,855	-	未収収益	304	304	-	未収還付消費税等	156	156	-	未収還付法人税等	506	506	-	差入保証金	479	479	-	長期差入保証金	1,005	899	(105)	未払金	(697)	(697)	-	未払費用	(1,571)	(1,571)	-	長期借入金	(10,237)	(11,434)	(1,196)
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額																																																						
預金	4,043	4,043	-																																																						
支払委託償還金	2	2	-																																																						
未収入金	169	169	-																																																						
未収委託者報酬	1,533	1,533	-																																																						
未収運用受託報酬	3,855	3,855	-																																																						
未収収益	304	304	-																																																						
未収還付消費税等	156	156	-																																																						
未収還付法人税等	506	506	-																																																						
差入保証金	479	479	-																																																						
長期差入保証金	1,005	899	(105)																																																						
未払金	(697)	(697)	-																																																						
未払費用	(1,571)	(1,571)	-																																																						
長期借入金	(10,237)	(11,434)	(1,196)																																																						

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																															
	<p>長期借入金 長期借入金のうち、固定金利によるものは、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。</p> <p>長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子会社株式</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。</p> <p>3. 長期借入金の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>2年超</th> <th>3年超</th> <th>4年超</th> <th>5年超</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2年以内</th> <th>3年以内</th> <th>4年以内</th> <th>5年以内</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10,237</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10,237</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額(百万円)	子会社株式	300		1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		長期借入金	-	-	-	-	-	10,237	合計	-	-	-	-	-	10,237
区分	貸借対照表計上額(百万円)																															
子会社株式	300																															
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超																										
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内																											
長期借入金	-	-	-	-	-	10,237																										
合計	-	-	-	-	-	10,237																										

(有価証券関係)

第22期 (平成21年 3月31日現在)	第23期 (平成22年 3月31日現在)
<p>その他有価証券で時価のあるもの</p> <p>証券投資信託受益証券</p> <p>取得原価 0百万円</p> <p>貸借対照表計上額 0百万円</p> <p>差額 0百万円</p>	-

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日								
-	<p>当該事業年度に売却したその他有価証券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">投資信託受益証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">売却額</td> <td style="text-align: center;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売却益の合計</td> <td style="text-align: center;">- 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売却損の合計</td> <td style="text-align: center;">0 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	投資信託受益証券	売却額	0 百万円	売却益の合計	- 円	売却損の合計	0 百万円
区分	投資信託受益証券								
売却額	0 百万円								
売却益の合計	- 円								
売却損の合計	0 百万円								

(デリバティブ取引関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
該当なし	同 左

(退職給付関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>287百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>287百万円</td> </tr> </table>	退職給付債務	287百万円	退職給付引当金	287百万円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、適格退職年金制度及び旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。従って、平成21年12月2日以降、からの四つの制度を有しています。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>1,718</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産残高</td> <td>1,433</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td>285</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td> <td>283</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>306</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員に対しては、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	1,718	百万円	年金資産残高	1,433		未積立退職給付債務	285		未認識過去勤務債務	13		未認識数理計算上の差異	11		貸借対照表計上額純額	283		前払年金費用	23		退職給付引当金	306	百万円
退職給付債務	287百万円																												
退職給付引当金	287百万円																												
退職給付債務	1,718	百万円																											
年金資産残高	1,433																												
未積立退職給付債務	285																												
未認識過去勤務債務	13																												
未認識数理計算上の差異	11																												
貸借対照表計上額純額	283																												
前払年金費用	23																												
退職給付引当金	306	百万円																											

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																															
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> </table>	勤務費用等	399百万円	退職給付費用	399百万円	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">402</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金に係る要拠出額</td> <td style="text-align: right;">13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用負担額合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">421</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別退職金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">518</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">939</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員の退職給付費用は、勤務費用等に計上しております。</p>	勤務費用等	402	百万円	利息費用	3		期待運用収益	1		過去勤務債務の費用処理額	0		数理計算上の差異の費用処理額	0		確定拠出年金に係る要拠出額	13		退職給付費用負担額合計	421		特別退職金	518		合計	939	百万円
勤務費用等	399百万円																															
退職給付費用	399百万円																															
勤務費用等	402	百万円																														
利息費用	3																															
期待運用収益	1																															
過去勤務債務の費用処理額	0																															
数理計算上の差異の費用処理額	0																															
確定拠出年金に係る要拠出額	13																															
退職給付費用負担額合計	421																															
特別退職金	518																															
合計	939	百万円																														
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準</p> <p>割引率 1.4%</p> <p>期待運用収益率 0.7%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 発生の翌事業年度から9.0年で処理しております。</p>																															

(税効果会計関係)

第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金 363百万円</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 116百万円</p> <p>減価償却費損金算入限度超過額 244百万円</p> <p>未払費用否認 110百万円</p> <p>未払事業税 28百万円</p> <p>資産調整勘定 118百万円</p> <p>その他 78百万円</p> <p>繰延税金資産合計 1,060百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>のれん (126)百万円</p> <p>その他 -百万円</p> <p>繰延税金負債合計 (126)百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 933百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <p>賞与引当金 291百万円</p> <p>未払費用否認 446</p> <p>減価償却損金算入限度超過額 192</p> <p>その他 0</p> <p>繰延税金資産（流動資産）合計 930百万円</p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <p>税務上の繰越欠損金 1,041百万円</p> <p>退職給付引当金 234</p> <p>減価償却損金算入限度超過額 152</p> <p>無形固定資産 312</p> <p>資産調整勘定 79</p> <p>その他 3</p> <p>繰延税金資産（固定資産）合計 1,823</p> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>無形固定資産 (776)</p> <p>その他 (9)</p> <p>繰延税金負債（固定負債）合計 (786)</p> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額 1,037百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22%</p> <p>その他 0.67%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.58%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 41.0%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 (14.2)</p> <p>損金不算入ののれん償却額 (6.1)</p> <p>その他 2.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.9%</p>

(関連当事者情報)

第22期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	London U.K.	2,382百万ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン借入	借入金(注1)	3,300	長期借入金	3,300
						支払利息	支払利息(注1)	64	未払利息	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10百万円	サービス業	なし	事務委託	事務委託(注2)	1,026	未払費用	-
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.4%)(注6)	投資顧問	投資一任(注3)	253	未収収益	8
							投資一任(注3)	700	未払費用	33
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業信託業	なし	役員の兼任 投資顧問 本部配賦経費 その他営業収益	投資一任(注3)	117	未収収益	7
							投資一任(注3)本部	703	未払費用	35
							配賦経費(注4)	1,402	未払費用	307
							その他営業収益(注5)	1,409	未収収益	240
親会社の子会社	Barclays Services (Japan) Limited	London, U.K.	100ポンド	サービス業	なし	事務所賃貸 事務委託	不動産賃借料(注7)	98	未収入金	98
							事務委託費(注7)	22	未収入金	22

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。
- (注2) 事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注3) 投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注4) 本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。
- (注5) その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。
- (注6) Barclays Global Investors Limited, UKの議決権等の被所有割合は、当年度中に9.508%から9.418%に、減少しております。
- (注7) 貸借している事務所の一部をBarclays Services (Japan) Limited に再賃貸しており、同社負担分賃借料及び事務所経費を同社に請求し、当社の不動産賃借料、事務委託費を減額しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Barclays Global Investors UK Holdings Limited(非上場)

Barclays Bank PLC(非上場)

Barclays PLC(ロンドン証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社

該当なし

第23期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主等

自：平成21年4月1日至平成21年12月1日(注1)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	英国 ロンドン市	2,402 百万 ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン貸出 及び借入	受取利息 (注2)	7	未収収益	-
							支払利息 (注3)	23	未払費用	-

(注1)平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 受取利息については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

(2) 同一の親会社を持つ会社等

自：平成21年12月2日至平成22年3月31日(注1)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	旧ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区	2,989 百万円	投資運用業	なし	吸収合併消滅会社	吸収合併 (注2)	承継資産合計: 12,200 承継負債合計: 10,980 承継純資産合計: 1,219 合併対価: -	-	-
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	10万 米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	借入金 (注3)	10,237	長期借入金	10,237
							支払利息 (注4)	114	未払利息	-

(注1)平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2)吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。

(注3)取引金額の内訳は次の通りとなっております。尚、担保は差し入れておりません。

吸収合併による消滅会社から承継した借入金：8,937百万円

当社の究極の親会社変更に伴い、当該貸出先において承継された劣後特約付借入金：1,300百万円

(注4)支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

(企業結合等関係)

<p style="text-align: center;">第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日</p>
<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(以下「BJS」と言う。)</p> <p>事業の内容 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス、オフィス管理サービス、及び人事に関する管理サービス</p> <p>企業結合の法的形式 吸収合併 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社</p> <p>取引の目的を含む取引の概要 平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うことを目的として、平成20年7月1日に当社を存続会社、BJSを吸収消滅会社とする方式で吸収合併しました。</p>	<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業等</p> <p>企業結合の法的形式 吸収合併 結合後企業の名称 ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>取引の目的を含む取引の概要 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック・インクによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収に伴う日本法人においての経営統合を目的に、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収合併存続株式会社、旧ブラックロック・ジャパン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併が行われることを承認し、旧ブラックロック・ジャパン株式会社の資産、負債及び契約上の地位その他一切の権利義務を当社に承継させる吸収合併を行いました。</p> <p>また当社は平成21年12月2日、ブラックロック・ジャパン株式会社へ商号の変更を行っております。</p> <p>なお、本吸収合併の効力発生時点において当社及び旧ブラックロック・ジャパン株式会社の株主はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。</p> <p>企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳</p> <p>(1) 資産の額 流動資産 4,780百万円 固定資産 7,419百万円</p> <p>(2) 負債の額 流動負債 2,043百万円 固定負債 8,937百万円</p> <p>上記金額は、当社の財務諸表に基づき必要な組替を行った旧ブラックロック・ジャパン株式会社の最終事業年度の財務諸表に基づいております。</p>

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
<p style="text-align: center;">-</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	<p>2. 吸収分割先企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容</p> <p>分割先企業の名称 ブラックロック証券株式会社</p> <p>分割した事業の内容 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び金融商品取引業に付随する業務等</p> <p>分割の法的形式 吸収分割</p> <p>取引の目的を含む取引の概要</p> <p>当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック証券会社(BSC)に対して、iシェアーズ・ビジネスを含む証券営業部及び金融法人営業部に係る事業に関する権利義務を吸収分割により承継させることを承認し、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収分割株式会社、ブラックロック証券株式会社を吸収分割承継株式会社として、それまで当社が営んでいた第一種金融商品取引業に関する資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務をブラックロック証券株式会社に承継させる吸収分割を行いました。</p> <p>なお、本吸収分割の効力発生時点において当社はBSCの発行済み株式の全部を保有していることから、本吸収合併に際して、BSCは当社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。</p> <p>3. 実施した会計処理の概要</p> <p>本取引(1.及び2.)は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

(1株当たり情報)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日		第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	
1株当たり純資産額	979,494円33銭	1株当たり純資産額	983,059円95銭
1株当たり当期純利益	218,809円00銭	1株当たり当期純損失	117,424円51銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	2,016百万円	損益計算書上の当期純損失	1,084百万円
1株当たり当期純利益の算定に	2,016百万円	1株当たり当期純損失の算定に	1,084百万円
用いられた普通株式に係る当期純利益		用いられた普通株式に係る当期純損失	
期中平均株式数	9,216株	期中平均株式数	9,238株

(重要な後発事象)

第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
<p>ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収について</p> <p>平成21年6月16日、パークレイズPLC(パークレイズグループの持株会社、以下パークレイズという)取締役会は、ブラックロックからの当社を含むパークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)の買収提案を受諾したことを発表しました。同取締役会はまた、8月上旬に開催予定の株主総会において、株主決議を求めることを発表しました。</p> <p>先にBGIのiシェアーズ・ビジネスの買収を予定しておりましたCVCキャピタル・パートナーズは、取引契約の条件として6月18日までに対抗提案を提示する権利を保有していましたが、その権利を行使せず取引を終了することに合意しました。従って、パークレイズは本年12月末を目処にiシェアーズ・ビジネスを含むBGIのブラックロックへの売却を完了し、BGIとブラックロックは統合する予定になっております。</p> <p>日本におきましても、当社とブラックロック・ジャパン株式会社の統合が想定されますが、現時点では当社における具体的な決定事項はございません。</p>	-

【中間財務諸表】

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表及び中間損益計算書並びに中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。なお、中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：百万円)
		中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	2	6,003
支払委託償還金		1
前払費用		139
未収入金		58
未収委託者報酬		1,269
未収運用受託報酬		4,013
未収収益		117
繰延税金資産		785
その他流動資産		71
流動資産計		12,460
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	2,103
器具備品	1	880
有形固定資産計		2,983
無形固定資産		
ソフトウェア		28
のれん		3,319
クライアント・リレーションシップ資産		1,533
その他の無形固定資産		3
無形固定資産計		4,885
投資その他の資産		
関係会社株式		300
長期差入保証金		992
繰延税金資産		1,335
投資その他の資産計		2,628
固定資産計		10,497
資産合計		22,958

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成22年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	217
未払収益分配金	0
未払償還金	77
未払手数料	458
その他未払金	0
未払費用	1,371
未払消費税等	51
未払法人税等	13
賞与引当金	1,391
役員賞与引当金	40
早期退職慰労引当金	48
流動負債計	3,670
固定負債	
長期借入金	10,237
退職給付引当金	328
資産除去債務	235
固定負債計	10,800
負債合計	14,471
純資産の部	
株主資本	
資本金	485
資本剰余金	
資本準備金	366
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	4,212
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,452
利益剰余金合計	3,789
株主資本合計	8,486
純資産合計	8,486
負債・純資産合計	22,958

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		2,922
運用受託報酬		4,887
その他営業収益		491
営業収益計		8,301
営業費用		
支払手数料		976
広告宣伝費		3
調査費		
調査費		227
委託調査費		1,235
調査費計		1,462
委託計算費		139
営業雑経費		
通信費		96
印刷費		76
諸会費		12
営業雑経費計		184
営業費用計		2,766
一般管理費		
給料		
役員報酬		88
給料・手当		2,012
賞与		842
給料計		2,942
福利厚生費		358
事務委託費		722
交際費		11
寄付金		2
旅費交通費		80
租税公課		58
不動産賃借料		639
退職給付費用		162
水道光熱費		89
固定資産減価償却費	* 1	339
のれん償却額	* 1	368
クライアント・リレーションシップ資産償却費	* 1	153
資産除去債務利息費用		1
諸経費		217
一般管理費計		6,148
営業損失		613

(単位:百万円)

	中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
営業外収益	
為替差益	79
還付加算金等	18
早期退職慰労引当金戻入益	46
その他営業外収益	4
営業外収益計	148
営業外費用	
支払利息	172
営業外費用計	172
経常損失	637
特別損失	
固定資産除却損	58
特別退職金	16
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	35
特別損失計	109
税引前中間純損失	747
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	152
中間純損失	594

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	485
当中間期末残高	485
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	366
当中間期末残高	366
その他資本剰余金	
前期末残高	3,846
当中間期末残高	3,846
資本剰余金合計	
前期末残高	4,212
当中間期末残高	4,212
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	336
当中間期末残高	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,047
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	3,452
利益剰余金合計	
前期末残高	4,383
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	3,789
株主資本合計	
前期末残高	9,081
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	8,486
純資産合計	
前期末残高	9,081
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	8,486

(重要な会計方針)

項目	中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア、のれん及びクライアント・リレーションシップ資産については、定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、確定給付型の会計基準によった会計処理方法により引当金を計上しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、適格退職年金制度の退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、平成23年1月1日に予定している適格退職年金制度のキャッシュ・バランス型年金制度への統合に備えたものです。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を補償しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度(DC)による退職年金制度を有しております。

項目	中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

(会計方針の変更)

項目	中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ13百万円増加し、税引前中間純損失は48百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は233百万円であります。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	208百万円
器具備品	352百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次の通りであります。	
当座貸越極度額及び貸出	5,500百万円
コミットメントの総額	
借入未実行残高	-
差引額	5,500百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	336百万円
無形固定資産	525百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,238			9,238
合計	9,238			9,238
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間 後となるもの 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。</p> <p>投資有価証券である証券投資信託受益証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に当社の投資信託業務を運営する上で必要とされる当社自身が設定・運用を行う証券投資信託に係るものであり、定期的に把握された時価が取締役会及び監査役会に報告されております。</p> <p>営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。</p> <p>長期借入金には主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。</p> <p>営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。</p>

中間会計期間
自 平成22年 4月 1日
至 平成22年 9月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9月30日(中間期の決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
預金	6,003	6,003	-
支払委託償還金	1	1	-
未収入金	58	58	-
未収委託者報酬	1,269	1,269	-
未収運用受託報酬	4,013	4,013	-
未収収益	117	117	-
長期差入保証金	992	926	(65)
預り金	(217)	(217)	-
未払金	(537)	(537)	-
未払費用	(1,371)	(1,371)	-
未払消費税等	(51)	(51)	-
未払法人税等	(13)	(13)	-
長期借入金	(10,237)	(11,549)	(1,312)

(*) 負債に計上されているものについては () で示しています。

(注)

1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

預金、支払委託償還金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

預り金、未払金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日						
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品						
区分	中間貸借対照表計上額(百万円)					
子会社株式	300					
上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。						
3. 長期借入金の決算日後の返済予定額						
(単位：百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	10,237
合計	-	-	-	-	-	10,237

(資産除去債務関係)

中間会計期間末 (平成22年 9月30日)
(追加情報)
<p>当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>当社は、2008年12月 1日に開始した定期建物賃貸借契約に従い、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間は当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年間、割引率は1.5%を採用しております。</p> <p>当中間会計期間において資産除去債務に計上した金額は233百万円であります。当中間会計期間末における資産除去債務残高は、上記金額233百万円と時の経過による資産除去債務の調整額 1百万円の合計235百万円であります。</p>

(セグメント情報等)

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日				
(追加情報) 当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年 3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3月21日)を適用しております。				
(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報) 製品及びサービスに関する情報				
(単位：百万円)				
	委託者 報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,922	4,887	491	8,301
地域に関する情報 地域に関する情報につきまして、国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であり、国内に所在している有形固定資産の額が中間貸借対照表の有形固定資産の額の90%超でありますため、地域に関する情報の開示を省略しております。				
主要な顧客に関する情報 政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものはありません。				

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

中間会計期間	
自 平成22年 4月 1日	
至 平成22年 9月30日	
1株当たり純資産額	918,667円83銭
1株当たり中間純損失	64,392円12銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純損失	594百万円
1株当たり中間純損失の算定に	
用いられた普通株式に係る中間純損失	594百万円
期中平均株式数	9,238株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
平成23年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 2,799億円(平成22年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成22年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成22年3月末現在)	事業の内容
楽天銀行株式会社	23,485	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
株式会社 S B I 証券	47,937	
日の出証券株式会社	4,650	
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000	
水戸証券株式会社	12,272	
楽天証券株式会社	7,477	

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月25日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成22年4月2日から平成22年10月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成22年10月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月24日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成22年10月2日から平成23年4月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成23年4月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川本 修司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 星 知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社（旧社名：パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川本修司	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若林亜希	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[前へ](#)